

第二部 フロンティアも超えて



【壁を超える】

司会(藤田) 後半の司会を務めます岩波書店編集部の藤田と申します。どうぞよろしくお願いたします。第二部の構成は、まず第3巻『壁を超える』と第1巻『かけがえない個から』までを大沢真理さんの座長のもとに進めさせていただきます。この後、第2巻『承認と包摂へ』、第4巻『公正なグローバル・コミュニティを』のリプライを辻村みよ子さんの座長のもとに進めさせていただきます。大沢真理さん、前半の進行をお願いいたします。

政治の範囲とフェミニズムの規範的価値

大沢 フロアの配置も変わりまして、いよいよリプライの部でございます。

第3巻からリプライの部を始めてまいります。本日、第3巻の執筆者、田村哲樹さん、村松安子さん、伊藤公雄さん、衛藤幹子さん、三浦まりさん、山下泰子さんがご出席です。

それでは、田村哲樹さんから、第3巻『壁を超える』の章順にリプライをお願いします。

田村 第3巻のシティズンシップの章を担当した田村です。宇野さんと糠塚さんからいくつか私の章にかかわるコメントをいただきました。主に二点に絞って、私からのリプライをいたしたいと思います。

まず一点目、宇野さんから「このシリーズは本当に社会科学を変えられるのか」という問題提起があったと思います。その際、私の章を好意的に評価してくださったように思います。以下では、私が自分の章を書いた時の問題意識をまず申し上げ、そ

の後に、なお議論すべき論点について述べさせていただきます。

第3巻のテーマは、政治と行政のジェンダー主流化、メインストリーム化です。そして、私の章に求められたのは、ジェンダー論の観点からシティズンシップを検討することを通じて、政治理論のパラダイム・シフトを論じることでした。最初に執筆依頼を受けたときは、通常の意味での「政治」の領域における女性のシティズンシップのあり方について、私の専門の観点から述べることを期待されているのだと思いました。しかし、同時に、その作業を行っても、あまり「パラダイム・シフト」にならないのではないかと考えました。私たちが通常「これが政治だ」と思うところのシティズンシップのあり方にジェンダーの視点を入れる、それによって「政治」におけるシティズンシップをとらえ直すことはできたかもしれません。しかし、果たしてそれで、「パラダイム・シフト」とまて言えるのでしょうか。

そこで、私は、ジェンダーの観点から政治学という分野のパラダイム・シフトを語るには、政治学が通常、「政治」とは捉えてこなかったけれども、フェミニズムにおいては「政治」の場と言われてきたさまざまな領域——家族、親密圏——について、そのような領域でも「政治的」シティズンシップを考えることができると指摘する必要性を考えました。このねらいをある程度実現できているとすれば、ジェンダーの観点から政治学をパラダイム・シフトさせるきっかけを提供できたと言えるでしょう。

ただ、フェミニズムとの関係でいえば、フ

フェミニズムで理解されている「政治」は、おそらく私が言っている政治とは違います。フェミニズムが親密圏や家族において指摘してきた「政治」とは、暴力、支配といったものによって表象される「政治」です。しかし、私の章ではやや意識的に、政治のそれらの側面を論じませんでした。それは、私が政治学者として、政治の肯定的な面をすくい出したいと考えていることによります。しかし、このこと自体、つまり「政治」をどのように考えるべきかが論点になるかもしれません。以上が一点目のリプライです。

二点目ですが、糠塚さんのコメントの中で、男性基準の変革が大事だというお話がありました。これは広渡さんのコメントの中に出てきたジェンダー公正という規範的基準の問題とも関連しているように思います。

実はこの点は非常に悩ましい問題だと思います。私自身は、男性のケアを半ば義務、半ば権利として推進していくことが、ジェンダー公正ないしジェンダー平等につながっていくと思っています。しかし、そうした形のジェンダー平等については、上野さんも含めて、フェミニズムの中で異論があるところだと思います。

要するに、フェミニズムが目指すべき規範的な価値は、ジェンダー公正あるいはジェンダー平等なのか、それとも、上野さんの言葉を使えば、さまざまな立場に置かれた女性が「生き延びること」こそが主要な価値なのかという問題があるわけです。この問題は、今後、規範論として議論されるべきだと思いますし、私自身にとっての今後の課題でもであると認識しています。

ジェンダー予算の可能性

大沢 続いて、村松安子さんどうぞ。

村松 宇野さんから予算という考え方を入れることがかなり有効ではないかというコメントをいただきました。とてもうれしいコメントでしたが、実は私自身、この題をいただいたときに非常に悩みました。「壁を超える」という以上、マクロ経済学のジェンダー化をテーマとし、副題をジェンダー予算、あるいは予算をジェンダー視点から見るとしたかったわけです。しかし、さきほど、金子さんから経済学のジャーゴンのお話がありましたが、このようなジャーゴンに加えて非常に厳しい前提条件などがあり、このテーマはとても難しいものでした。

実は 1990 年に、アメリカ経済学会の女性が集まって「経済学に女性の居場所はあるか」という会を開きました。それが現在のフェミニスト経済学会のもとになったわけですが、それほど女性にとって、経済学の諸概念あるいはアプローチとは、何か居心地の悪い、しっくりとこないものであったわけです。経済学に直接アタックするのは非常に難しいので、女性たちは二つのエントリーポイントを考えました。その一つが、いわゆるジェンダー予算です。つまり国家予算からアプローチしてみようとしたのです。もう一つが貿易です。今、グローバル化されているわけですから、これを使ってやってみよう。この二つのエントリーポイントからマクロ経済学のジェンダー化の試みが始まったわけです。

今、多くの国でジェンダー予算が行われるようになりました。先進国でやっていないのは日本だけです。ジェンダー予算とは、ジェンダー平等が進む形で予算を使って

いるかどうかを解明するものです。それを国のアカウントビリティとして国民に向かって明らかにする。その際問うのが、財政でいう3Eの Economy、Effective、Efficiency だけではなく、Equity を加えた4E。それができているかどうかを見るわけです。これを実は韓国が去年からやり出しました。ただし、膨大な仕事量を要求します。したがって、日本では去年 10 月の終わりに決められた第3次男女共同参画基本計画に、ジェンダー予算に関する研究を推進するとして「ジェンダー予算」の文言が入りましたが、実施の実現可能性はあまり見えてこないのが実情です。

しかし、ジェンダー予算という文言ではありませんが、10年以上前に大沢真理さんが、男女共同参画会議の影響調査専門調査会で雇用慣行及び税制、社会保障制度が性に中立的かどうかという研究をしています。大きく見れば、歳入をジェンダー視点から見ることであり、ある意味ではジェンダー予算分析の日本での先駆けだったわけです。日本でも、政府がその気になってやろうと思えばやれるはずです。政府だけではなくて、民間団体が自分の自治体で予算が男女共同参画に合うように使われているかどうかの検証を最近始めました。私も手伝いながら、ゲリラ的に地方の様々なところで散発し始めれば、政府も黙ってはいられないと思うことがあります。

今、不幸な 3・11 からの復興が始まっております。復興全体を取り上げるのはとてもたいへんですが、何らかの形でジェンダー予算分析ができればいいと考えています。震災からの復興だけでなく、復興予算についてもジェンダー分析が必要とされているのです。

そして、金子さんも指摘されましたけれど

も、マクロ経済をジェンダーで考えるときにどうしてもグローバリゼーションとの関係を考えなくてはならない。マクロと言っているから、マクロだけ見ていけばいいということではない。マクロの政策は、いろいろなインスティテューションや政府の諸部門を通じて、家計あるいは世帯というマイクロにまで届きます。マクロといえども、メゾとマイクロの流れも押さえていかなければならない。いずれにしても、いろいろやることはあり、やってみれば可能性は広がると思っています。

壁を超える手段としての男性への介入

大沢 続きまして、伊藤公雄さん、どうぞ。

伊藤 伊藤です。宇野さん、糠塚さん、お二方のコメントを中心にお話したいと思います。まず、宇野さんから「壁とは何か」という提起がありました。これはすごく大きな問題です。だからタイトルにもなっているわけです。この壁のひとつが多数の人が触れているように、50年代に準備されて、70年代に確立された男性稼ぎ主モデルです。それを軸にした構造の問題が壁になっているのは明らかです。

では、この構造の担い手はだれか。先ほど「ヘゲモニー」という言葉が出ていました。僕は、ヘゲモニー論で知られるアントニオ・グラムシ研究者でもあります。グラムシとからめてお話すると、彼の歴史的ブロックというおもしろい概念があります。異なる利害集団やアクターが時代状況に規制されながら一つの同盟を組むことです。ここからプーランザスは、権力ブロックという概念を生み出しました。ブロックを形成する諸アクターは一枚岩ではありません。いろいろな相互関係の中で一つのブロックが形成されているのです。私たちは最近、こうしたブロック

を目の前で経験したわけです。原子カムラです。原子カムラはある種の 70 年代、80 年代型の権力ブロック、あるいは歴史的ブロックです。そこには、イデオロギー的なもの、制度的なもの、法的なもの、あるいは人口学的なもの、さらに宇野さんがおっしゃいましたが、文化的なものも当然大きなファクターとして関与していただろうと思います。アクターとしても、官僚機構、企業組織や労働運動から諸政党まで、社会的な諸アクターは、ある種のヘゲモニックなマスキュリニティーを内在化させながら構造化されて、とてつもなく大きなブロックができていたと考えられます。

1990 年代にこのブロックは危機を迎えました。しかし、不思議なことに、危機にあっても、このブロックは自らを変えないまま存続し、現在まで生き延びてきました。原子カムラは、この時期に形成されたブロックの代表例です。70 年代、80 年代のジャパン・アズ・ナンバーワン型の経済的な成長神話も、70 年代、80 年代型の男性稼ぎ主モデルを軸にしたブロックが作った。でも、そのブロックの成功体験から縁が切れないうままこの 20 年来てしまったのではないのでしょうか。こうしたブロックの歴史を見直しながら、どこに手を入れていくのかを私たちは考える必要があると思います。

ただ、なかなか壁は超えられない。そこで、糠塚さんは、田村さんと同じように、男性のケアの問題を一つ提起されました。70 年代、80 年代の日本の男性たちにとって親密圏での場合はほとんどない。ケアの権利やケアの義務という問題さえ、まったく視野に入らないまま来てしまった。しかし、変化はまったくなかったかといえば、そんなことはありません。今街を歩くと、だっこベルトに赤ちゃんを入れている男性たちが結構

います。僕も 20 年以上前にやっていたのですが、そのころは本当に希少価値だった。しかし、今では全然珍しくはない。やっぱり変化はあったと思います。実際、大阪の調査などで、30 代でお子さんのいる男性の約 7 割は育児に積極的にかわりたいたいというデータが出ています。

もちろん、そうした男性の変化が内発的なものか、外発的なものかという問題もあります。個人的な観察ですが、この変化は、多くの場合、外発的、つまり、女性の変化が男性の変化をもたらしたと考えています。少なくとも夫婦関係の中で、そういう変化が生まれているのではないのでしょうか。

では、男性の側から変化をどうつくるか。提案をさせていただいたのが、公的な男性相談政策です。糠塚さんからも、女性との連帯の可能性がこの政策にあるのかとご指摘いただきました。確かに、難しい部分もあると思います。たとえば自殺を考えている人、あるいはセクシャルハラスメントを受けた男性、DVを受けた男性、さらに、DV 加害者の男性を考えてみてください。彼らは現在どこにも行き場がない。セクシャルハラスメントの加害者が、告発されたとき、ジェンダーに敏感な視点から相談にのってあげられる場があるのでしょうか。自分の行ったことの何が悪かったのか、どこで教えてもらえますか。だから、加害者も含めた、男性たちに、彼らが見失っていたものを発見させる機会としてこの相談が使えないだろうかと思っています。

男性に変化をもたらす突破口のひとつは、今日の議論の中で出てきた育児と同時に介護の問題だと思っています。江原さんがおっしゃっていましたが、育児は性的な身体とかわります。しかし、介護は比較的性的身体との距離がとれている。しかも、男性た

ちが老老介護の中で、自分の親の介護に直面しながら、ある種のジェンダー役割の見直しを迫られている部分もあるのではないかと。いずれにしても、ジェンダー・センシティブな視点で男性政策をやらないと失敗します。今こそ、ジェンダー・センシティブな視点からの男性に対する介入が私たちに問われていると思います。

二つの代表の原理

大沢 では、衛藤幹子さん、お願いいたします。

衛藤 衛藤です。私が書いた論文に少し追加させていただきます。ずっとフェミニスト政治学の分野で議論になっているディスクリプティブ・レプレゼンテーション(記述的代表)とサブスタントティブ・レプレゼンテーション(実質的代表)の対立の問題についてです。

前者の記述的代表とは、同じ属性を持った政治代表がその集団を代表すべきであるという議論です。それに対して実質的代表は、代表がだれであれ、選挙民の意見を代表する、つまりアクトフォー(act for、誰かのために活動する)なのです。サブスタントティブ・レプレゼンテーションは、リベラルデモクラシーを支えてきた伝統的な代表に関する議論です。それに対してフェミニストは、ディスクリプティブ・レプレゼンテーション、つまり、同じ属性を持った女性こそが女性を代表できるのだという議論を展開しています。この論争は非常に根が深く、記述的代表を論拠にしてクオータを要求する議論にもつながっています。

しかし、ここでも出てくるのはウルストンクラフトのジレンマです。フェミニズムの文脈でいいますと本質主義——女性だけが女

性を代表できるのか——あるいは女性は女性しか代表できないのかという非常に悩ましい問題です。本質主義は、政治代表の問題だけではなくフェミニストが立ち上げる課題すべてにおいて派生してくる問題です。ただ、私が調査しているヨーロッパ、特に北欧などでは、女性議員の数が増えれば、本質主義は問題にもなりませんし、ほとんど議論にもなりません。議員の男女比が50%・50%になれば、本質主義なんて問題にならないのです。また、本質主義の問題は常に少数者の問題として提起される。隅に追いやられている人間が常に本質主義を問われてしまう。不思議なことに、男性側、あるいは多数派から本質主義は出てこないのです。ですから、これも克服できないことはないでしょう。

では、リベラル・デモクラシーという日本の国家の中で、あるいはイデオロギーが強い国家体制の中で、または政治イデオロギーの中で、本質主義をどう克服していけるのか。これは我々政治学者に課せられた課題であり、今後取り組んでいきたいと思えます。

もう一点言わせていただくと、私は、フェミニズムは運動と理論、つまり二面性を持ったものだと考えています。それに対して、ジェンダーはパースペクティブ、視点、分析の視野、視角だと思っていました。しかし、本日前半の議論を聞いていて、非常に勉強になりました。とくに江原さんのお話で強く感じたのですが、ジェンダーもやはり方向性を持っているということでした。ジェンダーの視点で見るとは、ジェンダー・イクオリティー、ジェンダー・フェアネスを追求することであり、フェミニズムと同様、社会正義を実現するための概念なのです。そのことをもう一度自分の中にしっかり置きな

がら研究を進めたいと思いました。どうもありがとうございます。

労働政治のジェンダー・バイアスを打ち破るために

大沢 続いて、三浦まりさん、お願いします。

三浦 三浦です。私は、「労働政治のジェンダー・バイアス」をテーマに日本的な雇用システムの中にどのようにジェンダー・バイアスが組み込まれているのかということを書きました。それに対して、宇野さんから、高度成長期以降どのようにジェンダー・バイアスが組み込まれた雇用システムがつかられ再生産されてきたのか、そしてなお現在においても壊れないのかという問題提起を頂戴しました。その問題を正面切って論じた本が今年出る予定です。

二点ほどだけ、かいつまんで申し上げます。日本は男性稼ぎ主モデルだと言われます。それは異論もないところで、私も言葉としては使っています。しかし、日本の男性稼ぎ主モデルはほかの国とどう違うのか。ほかの国でも男性稼ぎ主モデルは見いだせるのですが、近年ではそれが弱まって新しいモデルに変わる傾向が出てきている。にもかかわらず、なぜ日本においては現在もお強固に維持されるのか。このことを理解するためには、男性稼ぎ主モデルという言葉を使っただけでは不十分です。そこで、私自身は日本の雇用システムのあり方について、外部的な柔軟性と内部的な柔軟性がジェンダー化された形でリンクして、日本の男性稼ぎ主モデルをつくり出し、また維持しているところに答えを見出しています。

もう一点は、私は政治学者ですので、政

治主体、今のジェンダー・バイアス、ジェンダー秩序をつくり出している政治権力とは一体何かというところに関心を寄せています。端的に言うと、日本の保守主義のあり方です。大陸ヨーロッパの保守主義とは違う、非常に国家主義的なものです。家族主義ではあるけれども、家族は国家に奉仕する存在としてしか位置づけられていないような国家保守主義、国家保守家族主義だと考えています。その分析なくしては、日本的な男性稼ぎ主モデルの形成のされ方と維持のされ方は見えてこないと思っています。

今の視点から、今後どういふジェンダー公正に行くのか、その戦略は何かという質問がありました。私自身は、ナンシー・フレイザーの言っているような、男も女も働き、ケアをするというところにあると思います。つまり、男性基準を見直していくことであり、したがって、男性がケアをする権利を回復することが必要だと述べました。それに対して糠塚さんより、それはケアフェアとどう違うのか、男性にケアをする義務を求めることなのかとご質問がありました。

ケアする権利を子育てする権利、産む権利と置きかえていくと、実はかなり難しい問題をはらむという江原さんの問題提起を受けとめつつ、今の時点でお答えできることは、女性がケアする義務を一方的に引き受けてきたことをどう転換するか。そこから考えたいので、義務ではなく権利と考えたい。したがって、「義務」という言葉は今の時点では私自身は使わない。ただ、これは、理論的な答えというよりも、政治学者ゆえの政治的な判断と考えていただいてもいいかもしれません。

もう一つ、糠塚さんから、同一労働同一賃金と同一価値労働同一賃金には違いが

あるのではないかとご指摘いただきました。私自身、浅倉さん、森さんから多く学ばせていただいております、萩原さんがおっしゃるような同一価値労働同一賃金の「起爆性」に期待をしている立場です。期待をするがゆえに、同一労働同一賃金にも言及しています。これも政治的な判断です。今、日本経団連が、同一価値労働同一賃金という言葉を使い、会社に同じような価値をもたらす人に同じような賃金を出すのはいいじゃないか、と言っています。これは同一価値労働同一賃金とは全く異なる考え方で、ジェンダー・バイアスが維持される現行の賃金システムを擁護する立場です。同一価値労働同一賃金という言葉が違った意味で使われ、それが流布するかもしれないという現実的な危険感から、「同一労働同一賃金なくしては同一価値労働同一賃金なし」と主張した方がいいのではないかと思います、そのように書きました。労働法の観点からは当たり前のことだと思いますが、現実的な政治的判断として、あえて言うことに意味があると考えています。

最後に連帯の可能性ですが、確かに、フェミニズム、ジェンダー社会科学はアカデミアの中では広がってきた。しかし、メインストリームといえますか、一般の女性のところまで届いているのかというと、ジェンダー平等の担い手のすそ野は広がっていない。そこをどう広げていくのかということが課題としてあると思います。その課題に取り組むにあたって、女性運動、男性運動、労働運動があるわけですが、一点だけ申し上げると、フェミニズムカウンセリングや労働相談など相談事業を通じて今の状況に不正を感じている人がなぜ声を上げられないのか、その実態を拾っていくところから何か突破口が見出せるのではないかと感じて

います。

女性差別撤廃条約と NGO の可能性

大沢 山下泰子さんどうぞ。

山下 山下泰子です。私は学生時代から現在まで一貫して国際人権法の国内適用に関心を持ち、この 30 年は女性差別撤廃条約を研究対象としてきました。とりわけ条約の実施措置である国家報告制度を実際に活用するかぎを握るのは NGO だと確信を持ちまして、研究成果を NGO 活動を通じて実践してきました。

1987年、女性差別撤廃条約の研究普及団体である「国際女性の地位協会」をつくりました。1992年からは、現在 49 の団体から構成されている「日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク (JNNC)」を中心に実践活動に取り組んできました。

たとえば 2009 年には、84 人の女性が自費負担でニューヨークまで出かけて、自分たちの問題を国連の女性差別撤廃委員会の委員に直接アピールしました。また国内では、国会の院内集会や政党へのアプローチ、省庁交渉なども実際にやっています。活動参加者の高いモチベーションは、女性差別撤廃条約の対象となる権利の保持者たちが、その権利を侵害されているがゆえに、自分たちの問題として取り組むことができているからだと思います。

2010年には、女性差別撤廃委員会のシモノヴィッチ委員(クロアチア)を JNNC が日本へ招聘しました。女性差別撤廃委員会は各国の条約実施状況を審議し、その後「総括所見」を出します。シモノヴィッチ委員は、そのフォローアップ項目の特別報告者という特別な方です。10日間も日本に滞在し、全国でシンポジウムをしたり、関係

の大臣に会って総括所見フォローアップについて注意を喚起したりしていただきました。

そこで、『ジェンダー社会科学の可能性』では、こうした私自身の経験をもとに、現在の閉塞状況を開くものとしてNGOの可能性について書きました。女性差別撤廃条約が締約国に義務づけているのは、女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適切な手段によって、かつ遅滞なく追求することです。ここから、私たちは、「条約上の権利が実現されていない」と、直接政府や国会にアプローチができると考えています。

女性差別撤廃委員会は、条約実施のモニター機関です。委員会は、日本に対して、条約上の義務を実施する第一義的な責任、特に説明責任が政府にあることを再確認しています。また憲法との関係で言えば、憲法98条2項を引いて、日本では批准・公布された条約が日本の国内法の一部として法的拘束力を有しているはずだと言っています。そこを根拠にして私たちNGOは「壁を超える」努力をしてまいりました。ぜひ今後もNGOの役割にご注目ください。

差別を包み込んだ普遍へ

大沢 最後に編者の辻村さんからコメントをお願いします。宇野さんからのコメントは、辻村さんのお仕事についてポジティブ・アクションのことに触れていただきましたが、糠塚さんは第1章について具体的なコメントをくださっていますので、まず糠塚さんのコメントにお答えいただき、編者としての発言は総括討論の場をお願いします。

辻村 宇野さん、糠塚さん、ありがとうございます。宇野さんがくださった壁とは何かという問いは非常に大事な問題です。さきほどから出ていますように、男性支配型の

権力・社会構造であったり、性別役割分業であったり、男性稼ぎ主型であったり、政治・経済・社会のあらゆる場面にジェンダー・バイアスが組み込まれている構造全体のことを意味しています。女性の参画を阻む壁は、見えない壁といわれますが、実際には、かなり見えている、鋼鉄製の天井のある壁ということになるでしょう。しかし、私たちの前には、こういう現実の壁の話だけではなくて、意識の壁もあるでしょうし、理論の壁があると思うんですね。ジェンダー社会科学として追求すべきは、私たちは、とりわけ、この理論の壁をどう超えるかということだと考えておりました。

その意味では、ウイルストクラフトのジレンマが何度も出てきていまして、衛藤さんが先ほど一定程度の回答をくださっていますが、これはある意味でどうしても超えられない問題です。普遍を強調すると、その中での評価の違いが出てくる。逆に差異を強調すると、差異を固定化するという点でさらに問題が出てくる。ですから、結論としては、「差異を含み込んだ普遍」ということになり、法律などの分野ではそちらの方向に行こうとしていると言えます。けれども、そこをどう理論化するかが我々の課題だと思います。

フランスでは、矯正的差異主義(différencialisme correcteur)や、ジェンダーの視点を取り入れた普遍主義(universalisme sexué)という考え方がパリテを正当化する論理の中で出ていますが、普遍主義のゆがみや普遍主義のデメリットを直しながら、差異を取り込んだ形でもう一度新たな普遍主義を再構築ないし脱構築していく。その手段として、ポジティブ・アクションであったり、ジェンダー予算であったり、そういう格差解消のためのさまざまな手段があるのです。

糠塚さんのレジュメの2枚目に、「クオータ制の正当化は可能か」という問いがあります。いま山下さんが答えてくださったように、日本の場合は、女性差別撤廃条約の暫定的特別措置を実施する国際公約、あるいは男女共同参画社会基本法の積極的改善措置をとることが国策であるということができるといえるでしょう。男女共同参画社会基本法などを、ただ免罪符のようにつくったわけではないはずで、それを閣議決定し、実現するために基本計画も策定しているということは、これを国策として掲げているわけですから、政治のほうにそれを実施する義

務が生じているのです。その一つの手段として、国策を実現するためのポジティブ・アクションがあります。これは、憲法学的に見れば逆差別の場合もあるし、行き過ぎれば憲法違反にもなる。ですから、憲法違反にならないぎりぎりのところで実施したり、あるいはフランスのように憲法を改正したり法律をつくり直したり、いろいろなことがされている。他の国はみな努力をしているわけですから、日本も努力をして、ぎりぎりのポジティブ・アクションを可能にしていく選択肢は残っていると思っています。

【かけがえのない個から】

大沢 それでは、次に第1巻『かけがえのない個から』の執筆者からリプライをいただきます。本巻の執筆者の中では、上野千鶴子さん、井上匡子さん、紙谷雅子さん、岩本美砂子さん、青山薫さんがいらしております。

個人の権利の極限

上野 今日のお話を聞いて、自分自身が一体何をやったことになるのかを再検討できました。まず、生産・再生産複合体を統合的に扱うようなシステムを定義して、その中で、私領域と呼ばれるもののうち——市場を私領域と呼ぶ人はもはやいませんが——家族もまた間違っって私領域と呼ばれてきた公的な制度であることを明らかにしました。それから、公領域の中に国家に加えて市民社会領域を顕在化させました。その上で、この四つの領域の間の相互の関係、しかも、その下位領域におけるそれぞれの実践と規則の関係を明らかにするモデルを提示したということです。

江原さんにそういう理論的な貢献を評価していただけるかと思ったら、それとはまったく違う権利論に触れられました。実は、私が各セクターの構成要素をアクターではなく実践と置いた理由は、『ジェンダー秩序』をお書きになった江原さんとの長期にわたる論争の過程で、彼女の理論的な到達点に学ばせていただいております、主観と客観の対立を乗り越えることを試みつつもでした。しかし、その点に言及していただけなくて残念でした。

私は、家族とは、間違っって私領域と呼ばれてきた公的とは言えないまでも社会的なセクターだと思っていますが、それを「親密圏」という言葉で呼ぶことには批判的です。いったん脱私事化した家族を親密圏と呼ぶのは、家族を再私事化する危険を冒すことになると思うからです。ただし、そうなると、権利を一体どう扱うか、そして権利の帰属先としての個人を一体どう扱うかという残された問題について指摘された江原さんのコメントが、ここで適切なものとなってきます。

権利については、私は人権アプローチという規範的な立場を採用しました。しかし、人権とは一体何であるかの検討をしておりません。人権をいかなるものとするか、それをシティズンシップ(市民権)との異同を含めながらどう論じるかは3巻で行われています。そのシティズンシップ論の中にケアの権利を入れていく点で、上野論文は他の論文とはやや異質だとする江原さんの指摘がありました。実は同じところに向かっていていると思います。

そこで問題になるのが、そのような人権やシティズンシップという権利の帰属主体を「個人」と考えたときに、一体何が起きるかです。たとえば「個人」のなかに、完全に依存的な存在である子どもや認知症の高齢者は入るのかどうか。江原さんが指摘したように権利を敷衍して、「生まれる権利」や「生まれない権利」を権利のなかに含めるとどうしても生じる違和感がここで出てきます。胎児、乳児、幼児、あるいは重度の障害者や知的障害者、認知症高齢者や彼

らの権利をどう考えていくかという問題が残ります。

それに加えて、ドゥルシラ・コーネルが言うような身体の同一性や統合性についてどう扱っていくかという問題があります。それは、身体が身体を再生産することをいかに理論化し、それを学問の用語で問うかというものです。その作業を、私たちだけではなく、社会科学はやってこなかったのではないのでしょうか。

かつて私は、その課題を『家父長制と資本制』で極限まで論じたつもりでした。ケアを労働の言語で語ったときに何が起きるのか。それを「自由」という言葉に置きかえたとしても十分ではありません。たとえば、障害児を産まない自由があるかといったときに、私たちには違和感が残りますし、認知症の親をケアしない自由があるかといっても、やっぱりそこに違和感が残る。そうすると、個人とは何か、個人に帰属する権利と自由とは一体いかなるものかという、リベラリズムの根幹にもう一度立ち戻るような問いは、まだ十分には解かれていない。私がそこを棚上げにしたというのは、江原さんのご指摘のとおりです。しかし、この課題に答えるのは私ひとりの責任ではありません。

つけ加えておきたいことがあります。私は、井上論文で指摘された「ジェンダー論のフェミニズムからの分離」を評価するというのがどうしても理解できません。こういうことを評価なさる方は男性に多いような気がします。先ほど近江さんは、ご自分のコメントの中で、ジェンダー分析とフェミニズム分析を互換可能な用語として使われ、そこに理論と変革の実践とをともに含められました。同じように、衛藤さんも山下さんも、理論と実践の不可分な総合としてのフェミニズムという捉え方をされました。これらをふまえて、

後ほど討論で井上さんから、「ジェンダー論のフェミニズムからの分離」とは一体何を意味するのかをお聞きしたいと思います。以上です。

法学における公私二元論

大沢 続きまして、井上匡子さん。

井上 井上です。よろしくお願ひします。まず感想を二点、その後に三点のリプライ・コメントをします。コメントの第一は、ジェンダー論とフェミニズムの関係についてです。第二は、公共圏と親密圏です。これは今の上野さんのお話とも関係すると思います。第三は、政治理論と法理論の関係と違いについてです。この点は今回の論文では直接触れませんでした。私自身の今後の課題であるとともに、ジェンダー社会科学の構築の視点から重要と考えています。

まず、感想を申し上げます。一つ目は、公私二元論批判がどのような思想を相手としているのかです。多くの公私二元論批判はリベラリズム批判の文脈で展開されています。このこと自体は間違いではありませんが、議論状況はもっと複雑です。現在、リベラリズム、新自由主義、共同体主義、現代共和主義などが、複雑な議論布置のなかで、それぞれの観点から相互に公私二元論を批判／擁護しています。したがって、ジェンダー論・フェミニズムの公私二元論批判は、二正面あるいは三・多正面作戦になることを改めて強調しておきます。このような議論布置についての理解が不十分のままでは理論的に穴が生じ、いわば足をすくわれてしまいます。以上に述べたことは、いわゆる主流の政治学理論においては、これまでも論じられてきたところですし、

差異と平等といった古典的な論点についても、同様と思います。

もう一つ、そのような複雑な議論布置を前提として、ジェンダー視点からの公私二元論批判がもつ特徴や意義を明確にすることが非常に重要です。論文の中ではいくつかに分けて書きましたが、二点だけもう一度確認しておきます。第一は、フェミニズム・ジェンダー論の公私二元論批判は領域横断的問題提起をしているという点です。第二は、フェミニズム・ジェンダー論の公私二元論批判(の多く)は、そのような流動的ないしは領域横断的な課題設定を通じて公私二元論をもう一度構築し直すことを目指している点です。別の言い方をすると、公私概念それ自体を否定する、ないしは公私二元論を全面否定するのではなく、むしろ公私それぞれの再編、再定義をすることに重要性があります。ですから、上野さんとは意見が違うところがあるかと思いますが、フェミニズムの中で親密圏という概念が重要な対象として取り上げられ、再評価されている点は、議論誘発的な観点からも、理論構築的な観点からも、たいへん重要と考えています。

さて、リプライ・コメントです。一番目は、上野さんのご質問にもありましたが、ジェンダー論とフェミニズムの関係についてです。広渡さんはコメントの中で、ポスト・フェミニズムとお書きになっていますが、これは私の用語ではありません。私が言いたかったのは、ジェンダー論が男女の関係を出発点としながら、知識論的な展開の後、飛躍的に議論の対象やアプローチを広げてきた現在、その成果を社会理論一般の中で生かす可能性があるし、それは社会科学の可能性という点でも、非常に重要であるということです。分離ではなく、広がりをも

つということです。

したがって、ジェンダー論にとって、あるいはジェンダー社会科学にとって、フェミニズムが不要だとは私はまったく考えていませんし、その考えにはノーです。ただし、価値相対主義や本質主義批判の洗礼を受けた私たちが、ジェンダー社会科学の可能性を切り開くときには、単に両者が関係しているとか、お互いを前提としているというだけでは足りないと考えています。この点は、具体的には三番目のコメントとも関係します。

二番目として、公共圏と親密圏の議論において社会的連帯の親密性とどこが違うのかという質問・批判がありました。両者は違うとはっきり申し上げておきます。社会的連帯の親密さはアドボカシーという観点から整理することができますが、それはいわば問題を共有することによって出てくる親密性です。これは市民社会論に関する重要な論点です。それに対して親密圏は、人称的な関係性や、生活に関わる関係性を前提とします。ですから、問題の共有というような限定的な性質ではなく、たとえば生きるという意味での全体性を親密圏は前提としております。このように、両者の性質が違います。

三番目は政治理論と法理論についてです。先ほど上野さんは、家族について、市場との関係では間違っただけで私的領域と呼ばれてきたとおっしゃいましたが、法律の世界では、市場も家族もプライベートな法領域です。同じ社会科学においても、政治学と法律学では、概念規定がずれています。この点は、今回の論文を書くにあたって、たいへんに苦慮した点です。

そして同時に、ジェンダーの視点から政治学や法学の世界を再構築する際、すな

わち序列化や権力関係を法学や政治学の世界の中で展開する際、公私二元論は法学における固有の困難をもたらします。政治学であれば、どういった権力であれ、そこに権力関係があると言った瞬間に、第一義的には政治の問題として扱うことができます。しかし、周知のように、法の世界では権力をそのままの形で扱うことはできません。ジェンダー論の中から明らかになった権力関係・権力構造を、外的な視点からではなく、内的な視点として法律・法学・法理論の中に取り入れる方法を模索することが、私自身の次なる課題と考えています。そしてこれは、一番目のコメントで述べたフェミニズムとジェンダー論の関係についての私なりの答えの一部です。今のところは、非対称性、しかもジェンダー構造に根ざした非対称的關係における法の役割の問題として考えたいと思っています。

権利——主張と許容のズレ

大沢 続いて、紙谷雅子さん。

紙谷 紙谷です。私の論文では、国際的な観点から見ると、日本の政府はいろいろ努力していると国際社会では発言しているけれども、実際にはまだまだ足りないことをぜひ知ってほしかったというのがポイントです。

それ以前の問題として、ジェンダーとは何なのか、実はあまり議論がされていない印象を受けています。そんなのわかり切っているかと思っっているかもしれませんが、本当はまだ十二分に突き詰められていないと懸念しています。上野さんのフェミニズムとジェンダーをめぐる言説に対する違和感は、ジェンダーとは何かについての認識の違いがあることの証左でしょう。

普遍的な人の権利(ヒューマン・ライツ)についてなのか、国家を形成する市民としての権利(シティズンシップに基づく権利)についてなのか。厳密な検討であれば、その核心にある権利と自由においては重なりあうとしても、その周辺部分に関しては両者にかんがりのずれがあっても不思議ではない。

また、国家が個人に対してどのような権利保障の義務を負うのかについても、国家観により明らかに認識の違いがあります。19世紀的な自由主義国家観に基づくのであれば、消極的な国家の干渉を受けない権利と自由を重視します。20世紀になると、国家には第三者による個人の権利行使に対する干渉や妨害に対して個人を保護し、その権利行使を保障する義務があるという考えがでてきます。さらに、国家には然るべき権利と自由の実現を積極的に保障する義務があるという考えを憲法判断として認める(日本ではありませんが)最高裁判所の判決もあります。法的な観点からすれば、権利主張の根拠——新しい権利や自由であれば、制定法ではなく、憲法上の幸福追求権や人間の尊厳の基礎としての人格権を援用して、権利の内容を明確に記述して、その範囲を確定する理論を構築する——とともに、誰に対する権利主張なのか、どのようにしたら権利を行使し、自由を享受したことになるのかについても検討しなければなりません。

権利としての主張がそのまま認められるわけではないのは言うまでもありません。周辺化された者から見た理論、周辺化された側から主張する論理と、その主張を受けて力を持った側がそれを許容するときの論理は当然ずれるわけです。それが恐らく、皆さんの議論の中で、ケアに関する権利・

義務についての非常な違和感として表面化しているのではないかと思います。私は権利を認める側にいないと自己認識していますので、「権力が許容する」という表現を使いますが、権利主張をするときの論理とそれを採用するかしないかを判断できる権力の側の論理を比較すると、同じ権利に対するスタンスに多大なずれがあるのではないかと。そのずれが、たとえばケアを「権利」と表現したときの、する権利・しない自由への違和感として表面化しているのではないかと思います。

ケアを「権利」の言説で語ると、最後に金銭で問題を解消することにならざるを得ない。法の世界はそういう意味で人間的に貧しい解決策しか提供できないのではないかと考えています。

ジェンダーは、女性の視点やフェミニズムというものから徐々に展開されてきたわけです。しかし、同時に、女性が複合的なアイデンティティを持っていて、一筋縄では話ができないということを踏まえていくと、女性の視点にとらわれてはられないのではないかと。他者に規定された「女性」を否定することと、他者に規定されることそれ自体を否定することは、言い訳をしないで自らのすること・しないことを選択するという意味では同じです。にもかかわらず、こういう席に出てくると、大半の人たちがきちんとしたスーツを着て、知性あふれる対話をし、インテリジェントという役割を演じている。それはばかばかしいと内心で思っているかもしれないし、こうすることが私に期待されている役割だと割り切っているかもしれない。けれども、それを演じ続ける厚顔無恥な我々というものが存在しているのと同じように、ジェンダーに関しても社会的に期待される役割を演じつつ、その役割のあり

方について疑問を提示するという問題意識をどうやって日常的な話に還元していくのか。プラクシスの課題です。

ジェンダー関係立法の政策過程

大沢 岩本美砂子さん、どうぞ。

岩本 社会学では上野さんや江原さんをはじめとするそうそうたるメンバーがいて、経済学では大沢さん、法律では辻村さんがリーダーシップを発揮されている一方、なぜ団塊世代にジェンターをやっている政治学者がいないのだろうと思ってしまいました。政治学者が一世代遅れてしまったということ自体が、日本の政治学あるいは政治のあり方の問題点だと思います。

一般の政策決定過程とジェンダーにかかわる政策過程との差異について、広渡さんからご質問がありました。それに対しては、特に中絶や離婚など、議員立法として提出される傾向にあるジェンダー関係法案の採決に際して、議員の信条にかかわる問題であることを理由に党議拘束を外すことが挙げられます。これらの問題では、議会を通ったとしても、裁判所が違憲判決を出してひっくり返すといったこともあるでしょう。あるいは、アメリカでは2回も上院、下院を通ったのですが、クリントンが拒否権を用いて、一部出生中絶を禁止しようという法律をとめてしまうこともありました。イタリアでは国民投票で解禁しましたし、上院、下院のねじれによって中絶規制立法の行方が決まったことがあります。

日本では衆議院と参議院がねじれていなかった1974年の自民党一党支配の真ん中の時期に、衆議院では優生保護法から中絶できる条項を一部削るという修正案が通ったのに対し、参議院はそれを認めず

廃案になるという経験もしました。

どうしてそうなるのか。それはジェンダー関係立法が横断的な性格をもっているからです。女性政策は、従来の縦割りの省庁を横断しているから、担当部局は省庁横断的にならなくてははいけないという話はよく聞かれると思います。しかし、役所だけではなく、政党にとっても別の理屈からそういうことが言えるわけです。つまり、経済的、社会的、あるいは宗教的、文化的な亀裂に基づいて、各国の政党が基本的にはできています。ところが、ジェンダーに関する争点はそれを横断するので、内閣が議会に提案をして、上院、下院とも政権与党の側が賛成、野党の側が反対という通常の形では法律ができないケースが多いわけです。

日本でのこのパターンはどういうものか。日本では、大統領の拒否権や国民投票は制度的にあり得ません。目立つのは議員立法です。1948年の優生保護法から始まりまして、母子保健法、旧育休法、DV法に至るまで議員立法の形が多いのです。売春防止法のように、議員の提案をもとに政府が作成する場合もあります。これに対して、男女雇用機会均等法や国籍法改正のように、政府提案の法律は外圧を受け、内閣によって作成されてきました。議員立法型と外圧政府立法型と二つに分かれてきました。

しかし、外圧がなくても政府が法律をつくるパターンは増えてきました。何しろ、行政官僚制が国会以上の男性社会で、そこから提案されるジェンダー関係立法はまだ少ない。女性議員が国会に提案すると、女性票を恐れる男性国会議員たちが反対しにくいという理屈で、議員立法で女性関係法律が通りやすいという事情もあるわけですが、政府提案のものも増えていかなくは

ならないことは明らかです。だから、議員だけではなく、女性官僚がどう増えるのかも注目点だと思います。

こうした制度に対するリテラシーを高め、政治的な知恵を働かせる時機に来ていると思います。今後政権交代は何度もあると思いますが、二大政党が受け入れない法案であっても、連立を組んだら政権をとれるというキャスティングボートを握る政党に働きかけることも必要になります。

最後に、論文で少し触れました生殖補助医療について補足しておきます。産みたくない親が妊娠してしまって産む場合など、産んでも育てない親のもとで子どもが生まれるということが実際にあるわけです。DVを受けている女性のなかには、夫の同意が得られないので中絶が受けられない女性や、中絶できる期間を過ぎてしまった女性がいます。

そうしたときに、もちろん産まれた子を親が育てるといってもあり得ますが、社会的に育ててもらい、第三者が育てるという選択肢もあるはずですが、日本では、中絶が早く容認されたこととセットになって、養子という伝統がどこかに消えてしまいました。児童養護施設が子どもたちを抱え込んでしまって、家庭的な環境で育てる養子に出すことに消極的です。養子制度が整っていません。生殖補助医療を受けていて年齢が高くなった、あるいは女性が職業を持っていると、法的に禁止されているわけでもないのに、非常に養子をとりにくい。私的あっせん団体などの制約にひっかかってしまう場合もあります。

望まれないで生まれてきた子どもたちが、どうやってハッピーに生きられるのか。あるいは、望んでも子どもが生まれないケースはどうなのかということについて不可視化さ

れています。権利ということ語るのであれば、こういうマージナルなケースを必ず押さえないといけないと考えています。

当事者主義による性と人権

大沢 青山薫さん、どうぞ。

青山 では、私自身にとってのジェンダー社会科学の可能性というところから始めて、次に人権がどこに属するか、あるいは江原さんのコメントで指摘された権利をめぐる公私のせめぎ合いの問題。それから広渡さんが指摘してくださったセックスワークの問題についてお話し、最後に今後のジェンダー社会科学への期待に結びつけて終わりたいと思います。

まず、私にとってジェンダー社会科学の可能性とは、何度も出てきたウルストンクラフトのジレンマになぞらえれば、どちらかといえば差異に焦点をあてるほう、とくに当事者主義を教えてくれる点にあります。それは研究者になる前に受けたインパクトだったのですが、性労働の実証研究をしていく中で、さらにフェミニストとして当事者主義を大事にすべきだと思うようになりました。そうすると、社会における性規範が普遍的にどうあるべきかと考える方向性は弱い。現状では、普遍的な規範を設定することから出発するよりも、ナンシー・フレイザーのプラグマティズムにのっとると言いますか、イヴ・セジウィックのキアの転覆計画にのっとると言いますか、ある性差別問題の当事者の現実に何が起きているかという点から出発して、このマイノリティの知見を普遍化する方向で考えたいと思っています。

そこから人権がどこに属するかという話につながっていくのだと思いながら、上野さ

んと江原さんの議論をうかがっていました。性の問題をテーマにしていると、人権が個々人に属することを確認しなければならないことが多い。(家父長制「家族」や近代「家族」に当てはまらない)どのような親密な関係を持って社会的不利益を受けないような個人個人の性的なあり方が保障される権利の想定です。私はケン・プラマーなどによる intimate citizenship をやや超訳して「親密権」と呼んでいます、この権利をとくに重要視させてくれる 이슈のひとつが性労働の問題です。

性の問題を人権として語る、相手が必要な親密な関係に関する権利として語るというのはパーソナルのパブリック化であるわけですが、このときに「私」あるいは「個」の部分を権利主体である当事者が手放すことのないように注意しなくてはならない。たとえば、性関係も性関係でない親密な関係ももたない、それらから退出しても(かつ金持ちでなくても)不利益にならない制度が公に確保されること。さらに、個人の性的な(あるいは性的でない)あり方が、制度によってもフェミニズムをふくむイデオロギーによっても侵害されない、自他ともに危害がない限りほっといてもらえるスペースが必要だということです。

公化された性関係の再パーソナル化と言っても、「シングル単位」と言っても「おひとりさま単位」と言っても、宮地尚子さんによるところの「個的領域」と言ってもいいのかも知れません。しかし、再パーソナル化された「個」のスペースを守るにも、とくにマイノリティの場合には公の仕組みが頼みになってきます。

性労働の話に戻りますと、広渡さんも言及され、私の章でも批判している中里見博さんの「性的人格権」概念がここで引っか

かってきます。中里見さんによれば、性的人格権はほんらい性的自己決定権と切り離すことのできないものです。性を売る行為を行う当事者が「人格でなく性(あるいはこれにかかわるサービス)を売っている」、つまり、ある人の性と人格は切り離し得るし、人格でなく性(サービス)を売ることは労働である、そしてそのような性(サービス)を売るか売らないかを決めるのは当事者の自己決定権に依るべきである、という主張に対して、性的自己決定権が性的人格権と切り離されて利用されたのは間違いであったと中里見さんは言います。

しかし、この考え方だと、性的自己決定権を行使して「人格ではなく性を売る」と決めた当事者の性的人格を、かえって無視することにならないでしょうか。「人格ではなく性を売る」と決める当事者の決定には、人格がかけられていないとなぜ言えるのか。それは、「性的人格権」が生身の誰に属するのでもない、抽象的な、皮肉を言えば「より崇高な」規範に属するべき権利として想定されているからでしょう。

性を労働として語ることも、パーソナルなセックスをパブリック化することです。「セックスワーク」概念の功績はそこにあり、以来セックスワーク問題は、フェミニズムあるいは女性運動の議論によって常にパブリックな問題であり続けています。そのこと自体は、私自身加担してきておりとくに異論はありません。しかし、特定の「個」の自己決定を凌駕するものとして普遍的な性規範を設定しようとするのは、個人が何を決定し、何を仕事にして、何でお金を稼いだときに、何と比べて、何を失うか失わないかという日々具体的な問題から、そして性の問題から、その性を生き、その権利を行使するはずの当事者をとり落とししてしまいます。

その意味で、この問題においても公化された性関係の再パーソナル化が必要だと思わなければなりません。

同時に、再パーソナル化された性の問題が、とくに市場という権力の磁場の中で無法地帯に置かれたいような仕組みと、江原さんのおっしゃった(セックスワーカーだけでなく)女性の性が常に公的介入の対象だったという点をもう一度考える必要が出てきます。自己決定で「売る」と決めたら最後、どんな目に遭っても自業自得という自己責任論を排するためです。女性の性が公的介入の対象であったからこそ、セックスワークの議論の中には、女性が多い当事者の「売る自由」としての自己決定権の議論があった。つまり、性的自己決定の自由がない社会が一般にあるから、そのような社会の中でどうやってサバイブしていくかが問題になったのです。そして、自由はもともとない、労働しなければ生きていけないのだから、ある人にとっては性労働をしなければ生きていけない、あるいは目標の生活水準を確保できないのだからこそ、この条件の中で性を売っても尊厳を失わないように工夫しなければならない。労働者としての権利のみならずを守らなければならない。性を売る自己決定権の主張は、立場性をもった生存のための権利の主張であって、「一般に性的自由があるのだからそれを使用して何が悪い」というのではない。その逆です。

ここを重視しますと、ビジネスとしてのセックスの不可能性という広渡さんのおっしゃった二点目の疑問につながっていきます。セックスの自由を担保しながら性労働契約を結ぶというのは確かに矛盾です。しかし、そもそもセックスの自由のない社会の中でセックスワークをしてサバイブしていく人た

ちは、絵に描いた餅をあたえられるのではなく、自分たちの生存、それを越えた社会的承認、あるいは現状では排除されている自分たちの存在と経験や知識のこの社会での普遍化を求めてきている気がします。そして、伴走者の私としては、ビジネスあるいは契約としてのセックス——後者には婚姻もふくむと考えるのが妥当でしょう——が、理想としてのセックスの自由を不可能にしても、アドホックでも、ワーカークの人たちが今している実践の繰り返しが当事者なりの性の自由を編み出していくことがあり、そういういわば「下から」の変化がもっと普遍化されてしかるべきと思っています。

世界ではさまざまな当事者運動がこのような実践を行っており、その一部を論文でも書いています。日本では、セックスワークに関しては、当事者の声がもし聞きとられたら何を開拓していくかというのが、まさしくフェミニストによってないがしろにされてきました。これを「下から」覆す変化の可能性を見いだすことがまた、フェミニストによる、ジェンダー社会科学の可能性だと考えたわけです。

権利と自由の関係

大沢 フロアからいただいたご質問の中で、具体的なご質問が上野さんに一点来ております。上野さん、どうぞ。

上野 フロアから非常に重要なご質問をいただきました。

権利と自由との関係について、親密圏における自由の要求と社会生活の権利の必要性が同時に生じ、それは同時に重視されるべきものではないか、相反するものではないのではないかとご指摘をいただきました。それに関連して、コメンテーター

の江原さん、萩原さん両方に対して、リベラリズム批判が今回たいへん強くて、リベラリズムはたいへん分が悪い印象ですが、これを生かしていく可能性はないのか。自己決定と自己責任を分離するとか、私的権利の強調と同時に社会保障の充実を両立させていくような試みの可能性はないのかという、重要なご質問でした。

権利と自由との関係について、先ほど、せっかく家族をいったん脱私事化したのに再私事化するような親密圏という概念を使うのではなしに、家族もまた一つの社会的な領域であるとして、国家と市場、国家と市民社会、国家と家族との関係がそれぞれ異なると考えることにより、四つの社会的な領域ができると言いました。精神科医の宮地尚子さんが、親密圏と区別して「個的領域」という概念を設定すべきだとの非常に示唆に富む指摘をしています。「個的領域」というのは自己身体にかかわる領域です。それを私は別の言葉で言いかえて、自己の自己身体に対する関係と考えます。

だとしたら、家族領域に対する社会政策の公的な介入の強化と、個的領域における自由の増大とは必ずしも相反するものではなく、両立しうるわけです。ただし、ここでも、自己の自己身体に対する関係を正負のふたつに区別しておきましょう。自己の自己身体に対するエロシ的な関係がセクシュアリティになります。逆に、自己の自己身体に対するタナトス的な関係もありえます。自殺未遂者を自己身体に対する傷害罪で訴えることはできません。他人の身体を傷つけることは犯罪だが、自己身体をいかに処分しようがかまわないというのがリベラリズムの想定する自己の自己身体に対する「権利」です。

それを今の青山さんの話と絡めますと、

性的自己決定権を含めてセックスを市場的な関係に置く自由がもしあるとすれば、自己身体を処分する自由のなかに、生殖細胞を売る自由、代理妊娠の自由、臓器売買のように自己の身体のパーツを売る自由をも、私たちは原理的に考えなければなりません。同時に、いかなる権利もまた歴史のかつ社会的なものであって、その文脈の中で定義されていることにも注意を払わなければなりません。その過程で、当事者運動の介入が権利の内容の変更に非常に大きな影響力を持っていることを押さえていく必要があると思います。

仮定ですが、もし臓器売買者たちや代理母たちの当事者運動が登場したときに、私たちはそれに一体どう対応すればいいのか、そういうことも考える必要に迫られていると思います。その意味では、一方で理論的なフレームを洗練していくのと同時に、それに歴史的な実践を対応させていく、この両方の必要性を強く感じました。

法学上の自由と人権

大沢 ありがとうございます。辻村さん、どうぞ。

辻村 第1巻について、広渡さん、江原さん、適切なコメントありがとうございました。今うかがっております、人権の問題、権利の問題、自由との違いという論点が出てきております。これは、社会学、政治学、法学など学際的に論ずべき論点ですので、これが出てきたことで、今日の企画の意義もあったといえます。ですが、2、3分ではとても話せませんけれども、この議論のままだと、法律家としてはたくさん言うべきことが残っています。

二つ局面があります。まず一つ、自由と

権利は違います。また、権利の中でも、法的に承認された権利か否か、憲法上承認されているか否かというような段階分けも必要です。さらに、憲法学のほうでは、たとえば憲法13条の幸福追求権として、どんな内容を権利として認めるかというときに、一般的自由説と人格的自律説という学説に分かれています。一般的自由説というのは、分かりやすく言えば、一応広くいかなる自由もみな権利として認めておいて、そのなかで国が刑法や民法などの法律等によって制限しているものを差し引く、すなわち公序良俗違反などになるものは除くという形で、二段階で控除していく考え方です。

そうすると、ケアする自由と同時に、ケアしない自由がある、親をほったらかす自由があると言ってみても、それはだめなのです。この場合には、民法で扶養義務がある者を放置したら民法で扶養義務違反になりえますし、刑法では保護責任者遺棄罪にもなりえます。もし死んでしまったら遺棄致死罪で有罪になる場合もあるでしょう。

ですから、一般論として自由があるかどうかという議論と、法律上、たとえば日本の法制上、あるいは外国の法制上、どういうふうになんか権利として認められるのか、法的に保障される権利なのかという問題とを区別して、段階的に論ずる必要があります。ですから、この論点についてあと1冊書ぐぐらいではまだまだ足りないほどです。

もう一つの論点は、フェミニズムにおける人権論についてです。以前、上野さんと人権をめぐる日仏会館で対談の機会があったことを思い出しました。そのときの論点は、フェミニズムは人権を認めるのかということでした。フェミニズムは普遍的な人権というものを批判しているので、そもそもフランス人権宣言以来の人権の保障を評価す

るのかどうか問題になります。一般には、フェミニズムには、親人権派と反人権派の両者があるといわれていますが、いかなる人権かという問題も残っています。最初に井上さんが提起したヒューマン・ライツ・アプローチとウィメンズ・ライツ・アプローチの二つがこれに当たります。前者は男女に普遍的な近代的人権を評価する立場で、後者はこれを批判して男性とは異なる女性固有の権利を主張する立場と言えます。要するに、「普遍か差異か」という問題の人権版ですね。

たとえば、青山さんがセックスワークと言う場合に、これは女の固有の権利なのか、ウィメンズ・ライツなのか、それとも男もセックスワークの権利があるのか、男女同様な、職業選択の自由としての人権なのかということです。この問題は、生殖の権利でも同じ構図ですね。リプロダクティブ・ライツの主体に、男性は入るのか入らないのか。人工妊娠中絶をする決定権は女性だけが持つのか、男性も同意権を持つのか、あるいはカップルの権利なのか、リプロダクティ

ブ・ライツの権利主体についても議論がありますし、これはまだ国際人権法でも明確になっていない論点です。このように、人権をめぐる二つの局面の重要な論点が、今日の議論に含まれていたと思います。

特に最初に指摘した人権の限界に関する論点、たとえばケアしない自由のことは、人権論が投げかけた重要な問題です。人権には内在的制約がある、すなわち、他人の自由を制約してまで自分の自由を主張できないというのは、フランス人権宣言の4条が1789年に明確にしています。これは人権論の大原則ですから、仮にケアしない権利があると主張しても、たとえば扶養義務のある親を遺棄して餓死させる権利などは認められないので、勝手に権利という名前をつけたからといって、これは法的に保障された権利ではないということになります。そういった切り分けも含めて、今後、この議論を学際的に行うことは非常に意義があると感じました。

大沢 どうもありがとうございました。

【承認と包摂へ】

司会 第二部後半の座長は辻村みよ子さんをお願いします。第二部の後半では、大沢真理さんが編集された第2巻『承認と包摂へ』と第4巻『公正なグローバル・コミュニティを』の執筆者の方々からのリプライをお願いしますと思います。それでは辻村さん、お願いいたします。

労働法制における差別

辻村 それでは第2巻について始めます。埋橋さんと萩原さんからコメントを頂戴しました。これに対してリプライをさせていただきます。浅倉むつ子さんから始めていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

浅倉 浅倉むつ子です。私は二点だけコメントさせていただきます。

一つは、同一価値労働同一賃金原則についてです。先ほど、三浦論文との差異について糠塚さんにコメントしていただき、それに三浦さんからリプライしていただきました。三浦さんは、同一価値労働同一賃金原則が、かなりいろいろなところで利用されてしまっており、経営者団体からも「労働者が企業にもたらす価値」であれば同一処遇にするというように、利用されて使われていることに懸念をお持ちです。そこで、むしろ「同一労働同一賃金原則を主張したい」とおっしゃったように聞こえました。

私は、三浦論文をそのような趣旨に読んでいなかったために、このご発言には、正直に言って、少々違和感を持ちました。なぜなら、三浦論文でも指摘されているよう

に、やはり同一価値労働同一賃金原則は、「異なる労働であっても同一賃金を支払え」という要求を初めて具体化したものですので、「同一労働」のみならず、「同一価値労働」の内容をどのように定めるかという点の議論を避けることはできないと思うからです。「同一労働」を主張してもこのことを避けられるとは思えません。

「同一労働」同一賃金原則は、賃金の男女差別を禁止する労働基準法4条ができたときから、この条文には内包されている原則だと理解されていたと思います。ただし、それが正規・非正規労働者間において実現されるべき原則だとは理解されずに、男女間においてのみ適用される原則という理解でした。このようにパートとフルタイムの同一労働同一賃金原則が否定されたのは、雇用契約上の違いを反映していると解釈されたためです。異なる雇用契約における労働者間にはこの原則は適用されないという解釈、それが問題を含んでいたことは事実です。

とはいえ、男女間については、このように「同一労働同一賃金原則」はかなり古くから実現していたはずの、いや、実現していなければならなかった原則です。それに対して、男女間の賃金について「同一『価値』労働同一賃金原則」を主張するようになって、ようやく、どのような評価基準を通じてその価値を測るべきなのかという議論に入ってきたのが現段階ではないかと思っています。そして、その価値評価は、客観的かつ分析的に行なわれなければならないと、使用者が勝手に裁量的に行うものではないと

主張しなければならない。ですので、「同一労働」という元に戻るような議論を提起しても、問題が解決されるわけではないように思います。三浦発言を誤解していたら申し訳ないのですが。

もう一つは、萩原さんから、ワーク・ライフ・バランスについて貴重なご指摘をいただきました。確かにワーク・ライフ・バランス論は、少子化対策として出てきた経緯もあり、しかも少子化社会対策基本法という法律に結実するなど危険な側面をもっていたこともあって、当初は私もこの考え方に批判的でした。

しかしながら、現在の段階では、ワーク・ライフ・バランス論は、誰もが否定できない理念として、むしろ積極的な役割を果たす考え方になっているのではないのでしょうか。すなわち、ワーク・ライフ・バランス論は、当初は狭義の「育児・介護など、再生産の支援策」であったものが、現在では、広義の「すべての労働者の生活重視のための政策」という内容へと拡大してきています。そうすると、これまで私たちがどうあがいても突破できなかった時間短縮の議論などを支える考え方として、意味をもってきた。この考え方を強めていけば、長い間、実現できなかった時短運動を支える理念になり得ると思っています。そこで、その点を意識しつつ、ワーク・ライフ・バランス論が重視すべき権利の内容を精査して、憲法 14 条に基づく権利、13 条に基づく権利、それから実現可能なさまざまな権利としての規範性を強化していったらどうかと考えたわけです。論文ではそのような方向性を目指しました。

ただし、ワーク・ライフ・バランスに反する無視できない現状があることについて、批判的に分析を加えました。すなわち、一方

でワーク・ライフ・バランス論が強調されるにもかかわらず、狭義のワーク・ライフ・バランス論の内容であるべき、妊娠出産差別が明確に性差別としてとらえられていないではないか、しかも現実に妊娠出産差別が横行しているのではないか、という批判です。実は、妊娠出産差別が性差別ではないと考えられているところに、先ほどから皆さんが主張されている平等論の落とし穴があります。

男女雇用機会均等法の解釈においては、比較すべき男性がいないと性差別にならないと考えられています。その結果、妊娠出産女性については、妊娠出産する男性という比較対象者はいない。だから、これについて差別があっても性差別とは認められないとの解釈になっています。常識からすると極めておかしいのですけれども、そういう理屈です。ようやく 2006 年の均等法改正のときに、具体的に、「妊娠出産で不利益取扱いをしてはならない」との条文が入りました。しかし、それは、性差別の禁止といった意味からではなく、妊娠出産差別の禁止規定そのものという位置づけで規定されているわけです。

このような考え方を背景に、何が起きているかといえば、他の法で定められた休暇よりも、妊娠出産休暇の権利性が弱いとの解釈が生まれているのではないかと懸念しています。その証拠に、年次有給休暇をとった人を不利益に処遇すれば、即座に違法ですが、有給が確保されていない出産休暇をとった人が3カ月休んだら、休んだ分に比例して賞与をカットするなどの不利益処遇をしても、それは差別ではないとする最高裁判決が生まれています。このような判決は、国も企業も、一方でワーク・ライフ・バランス論をあれほど声高に主張している

現状とは、あまりにもかけ離れた考え方ではないかと考え、その矛盾についてみました。

今回の論文は、このように、労働法という非常に限られた法分野の中に内在する矛盾について、批判的に検討する立場で書かせていただきました。以上です。

同一価値労働同一賃金原則の意義と課題

辻村 では、森ます美さん、お願いします。

森 一点目は、埋橋さんからメイキング・ワーク・ペイとのかかわりでご指摘いただいた部分です。「賃金と社会保障のバランスのとれた生活保障へ」という主張の含意からすると、同一価値労働同一賃金原則とは、男女が自立して労働し、自立して生活ができることがゴールでもあり前提にもなります。そのときに家族の有無や多様性という点で、家族を扶養する生計費との整合をどうするのかという問題が生じます。子どもや高齢者の社会保障が十分整備されていけば、論理的には、労働する本人の生活保障が公正な労働の評価による生活保障になっていくべきではないかと考えていました。ですから、(埋橋さんがおっしゃったように)労働に対する割に合わない賃金をどう保障するのかといった次元では考えていないので、ご指摘にかみ合った回答にはなりません。

それと、この賃金と社会保障のバランスは、運動戦略上、たいへん重要だと改めて思いました。やはり世帯主賃金、世帯主の勤め先収入に85%を依存している私たちのこの生活と、世帯主の賃金が家計の中で60%ぐらいしか占めていないところでは、男女間の賃金の平等、賃金格差の是正に

対する抵抗感は、男女含めてまったく違うということです。その意味でも、日本のように賃金や企業福祉に大きく依存した社会の中で、公正な賃金や平等賃金を実現していくうえでの日本固有の運動の難しさを改めて実感しました。

それから、萩原さんからは、同一価値労働に非常に多面的に光を当てて、「起爆剤」という形容をいただき、私としてはたいへん元気が出ました。いろいろな側面からコメントをいただいたのですが、萩原さんが、ジェンダー中立的な評価によって、すべての女性職の賃金の是正がなされるわけではないと指摘しています。これはまったくそのとおりです。同一価値労働同一賃金原則は、価値評価に基づく職種・職務の階層性を是認するので、価値の低い仕事についていけば、それはもう性を問わず低い賃金になります。ただ、その価値の低い仕事に女性がたまるというのは問題です。ですから、この問題を、女性に対する教育研修や教育訓練、配置差別の問題を含めて考えていく必要があります。

それから、評価について、ある時代と社会が求める価値、業績の型という点で限界があるとご指摘をいただきました。しかし、性に中立なこのペイ・エクイティの理念に基づく職務評価は、現在の「男性稼ぎ主」型社会におけるバイアスのかかった価値評価の枠組みを脱構築するものだと思います。ですから、ペイ・エクイティの理念に基づく職務評価が必ずしも現在の価値と業績に絡めとられるものではないと思っています。

最後に、このペイ・エクイティを進める上で、どのような職務評価システムをつくるのかという技法も重要ですが、しかし、これから本当に進めていくためには、神野(直彦)

さんを引用させていただくと、「分かち合い」の思想が重要になると思います。新しい社会のビジョンを、どういう理念に基づいて構想していくのかという議論とあわせて、この「分かち合い」の原理である「存在の必要性の相互確認」「共同責任の原則」「平等の原則」の承認が必要とされています。

数人の男性正社員と女性のキャリアパートと大勢の女性一般パートから成るスーパーマーケットの職場を見ていると、この人たちの相互の存在の必要性というのは、誰が見ても明らかです。そういう存在の必要性が相互に承認されていないし、確認されてもいない。そして、共同の責任を担っているにもかかわらず、平等の観点で見ることができていないという問題を私たちはどう考えていくのかが問われています。

今日の埋橋さんのお話と絡めて言うと、どういう福祉レジームをとるときに、どういう賃金原理と賃金制度を求められるかという比較福祉レジーム論との結合が求められます。ペイ・エクイティは、大沢さんの表現ですと、「両立支援」型生活保障システムを支える賃金制度、賃金理念だと思っていますが、そういう議論をもっと進めていく必要があると思っています。

福祉国家論とジェンダー

辻村 それでは武川正吾さん、お願いします。

武川 ありがとうございます。福祉国家をめぐる現在の各国の状況が形成されるうえで決定的だったのは、やはり 1979 年にマーガレット・サッチャーがイギリスの首相に就任して、ネオリベラリズムあるいはグローバル化の政策を牽引したことだと思います。これはイギリスだけではなく、イギリス以

外の国にとっても当てはまるでしょう。経済的には、1979 年より前のニクソンショックや第一次石油ショックの影響が大きいと思うのですが、政治的には、やはり 1979 年に最初の第一歩を踏み出したことが大きいのではないかと考えています。

その上で、ジェンダー視点あるいはフェミニズムの社会科学に対する影響がどういふところにあらわれてきたかということ、第2巻の私の論文のなかで考えようと思いました。女性問題あるいはジェンダーそのものの問題に関しては、社会学の中で非常に多く研究の蓄積があるので——女性がどのような差別を受けているかだとか、社会政策のなかでどのようなジェンダー・バイアスが存在するかといった研究です。それらを単に整理・紹介しても屋上屋を架すことになるだけなので——そういうところから離れて、社会科学がそもそも前提としているような基本的なカテゴリーが、この研究蓄積の中でどのように相対化されてきたのかを拙稿の中で論じた次第です。

先ほど、フェミニズムあるいはジェンダー社会科学が、ネオリベラリズムとの対比で語られるのは問題ではないかというご指摘がありました。私は、ネオリベラリズムかジェンダー視点かといった二分法にはやや問題があると思っています。少なくとも、ここ半世紀の社会科学の歴史の中では、いろいろな形で、ネオリベラリズムを相対化する動き——資本主義の多様性に関する議論などはその典型でしょう——がありました。それらはネオリベラリズム vs. ○○という形で二分法的に語られることも多かったように思います。それに対して、フェミニズムあるいはジェンダー社会科学は、そうした二分法を、さらにはネオリベラリズムに反対するものも含めて相対化する点で重要な役

割を果たしてきたのではないかというのが私の論文での基本的な考えです。

こうした考えに対して、コメンテーターのお二人からご意見をいただきました。ただ、質問という形をとっていなかったので、コメントに対するコメントという形でリプライしたいと思います。

まず、埋橋さんのほうから、商品化に関する議論が出されていました。最近の給付つき税額控除などを例にあげながら、「助商品化」とか「援商品化」というコンセプトを提案し、労働の商品化をわりとポジティブにとらえていたと思います。私は古いタイプの人間なので、国際労働運動の歴史やILO憲章のことを考えると、労働力が商品、すなわちコモディティであるような言い方にはかなり抵抗を感じます。その意味では、商品化・脱商品化は、現在の資本主義社会のなかで社会政策を考える際の基軸の一つだと考えています。ただ、エスピン＝アンデルセンが1990年に本を出したときに、フェミニストの人たちがジェンダー・ブライインドであると批判した論点の一つに、女性の労働が「脱商品化」どころか、商品化されていないこと自体がそもそも問題であると受け取れる論点があったことを思い出しました。そう考えると、埋橋さんの「助商品化」と「援商品化」も、もしかしたら労働力の商品化と脱商品化というとらえ方自体を相対化しなければいけないのかと再考を迫られる問題提起だったようにも思います。ただ、私には、まだそこまで主張する勇気はありません。

それから、萩原さんから、承認に関するいろいろご意見をうかがいました。ホネットの考え方がいいという前提でお話がありました。そもそも承認という概念はドイツ哲学の中では非常に長い歴史をもっています。少

なくとも、現実の社会政策とか福祉国家の政策の中でこれが問題になる、あるいはかなり古くからある概念が呼び出されたというのは、やはりジェンダーやエスニシティなどに関して、多文化主義の議論が影響力をもつようになってきたことと切り離せないと思います。その意味では、フレイザーが承認という形で問題提起した点については、非常に意義のあったことだと私は考えています。

最後に、遠藤さんに対して一つだけ言わせてください。現在の社会的排除を解決するというので、同一価値労働、あるいは同一労働でもいいのですが、同一価値労働同一賃金や、それから給付つき税額控除であるとか、in-work benefit とか、ベーシック・インカムとか、いろいろな提案がされています。それぞれ有意義なものなのですが、恐らくこれらの提案は、家族が個人化されている、あるいは社会の制度が個人単位に組織されていることが前提になって、初めてワークする仕組みだと思うのです。誤解されるといけないのでお断りしておきますが、これは家族が無意味だとか解体されるべきだとか言っているのではなくて、パートナーシップや親密圏の成立の前提に個人化があるだろうということです。その意味で、今日、上野さんが、家族に対する社会政策介入についておっしゃいましたが、そういう点がなくて、ただ同一価値労働同一賃金だけ言っても必ずしもうまくいかないのではないかという気がいたします。

先ほど、ケアしない権利だとかケアされない権利だとかいっても、民法の中に扶養義務がある以上、何を言っても無駄であるというような話がありました。しかし、そもそも、民法のなかで親族の扶養義務が法的義務

として規定される必要があるか否かが問題として問われなければならないと考えています。

女性こそが元気を

辻村 民法が定めていれば絶対とは決して申しておりません。私も民法を改正すべきだという議論をしておりますので。それでは次は遠藤公嗣さん、お願いします。

遠藤 遠藤です。宇野さんのコメントに三浦さんが答えられた点で、「男性稼ぎ主型」家族が他の国では緩んでいるけども、どうして日本ではこんなに強固なのかという問題についてです。この問題に対する私の回答は、「男性稼ぎ主型」家族が、日本では日本的雇用慣行とがっぷり四つで組み合わさって、セットになってでき上がっているからです。「男性稼ぎ主型」家族と日本的雇用慣行が相互補完関係になっているので、強固なのです。この組み合わせのことを、この本のなかの私の担当章では「1960年代型日本システム」と呼んでいます。

この組み合わせですが、男性はもちろんこれをたっぷり肯定しているのは事実ですけれども、あえて言わせていただくと、女性もたっぷりこれを肯定しています。私自身はこの組み合わせ均衡が成立する前提条件はもうなくなっていると思いますが、日本の男性も女性も、その意識の上では「これはいいことだ」という価値観を非常に持っています。だから続いている。

これはまた、萩原さんのコメントへの答えの一つになっていると思います。萩原さんは、「承認は誰が求めるのか」という問いかけをされたのですが、私の今の時点での回答は、女性が承認を求めべきだから、

もっと女性が頑張れということです。日本国内で考えていると、何か女性のほうが元気なように見えますが、国際的視野で考えると、まったくそうではありません。

なぜこういう過激なことをここで言うかという、実は昨年、アメリカの新しい労働組織を見て回るというプロジェクトに参加させてもらいました。ここ20年のアメリカでは、労働組合ではない労働者の権利擁護団体というのが、いろいろな形で出てきています。一般的にはワーカーセンターと言われますが、それ以外の組織もたくさんあります。現在では、6,000人といった規模の組織もあります。そういう組織のリーダーやスタッフの7~8割が女性です。そういう組織に、インターンの学生がたくさん来ていますが、そのインターンも女性が多数です。私は、この状況を概念化して、やや過激に「労働運動の女性化」という名前をつけています。こうした組織が今後もうまくいくかどうかはわかりませんが、アメリカではそういう創意工夫をしています。これに比して、日本では、特に若い世代の女性の間で、専業主婦志向が非常に強まっているのを、この数年、学生を相手にして感じていました。アメリカと日本の状況は、月とスッポンの差としか言いようがありません。

このことは、私の勤務先の経営学の大学院の学生でも当てはまります。中国からの留学生が圧倒的に多数ですが、女性がそのうち8割ぐらいです。中国から来ている女性の留学生も、日本人女性の若い同世代の人たちに非常に違和感を持っています。というのは、若い日本人女性の考えている内向きの世界が、若い中国人女性のチャレンジングな考え方と違うことを感じているからです。だから、承認はだれが求めるのかという萩原さんのコメントへの答えは、日

本の女性にもっと元気を出してほしいという事です。

さて、そういうアメリカの組織ですが、財源は圧倒的に財団からの支援です。この財団は、お金持ちの人たちの出資や遺産を元に活動しています。財団からお金を出されて活動している組織が、貧しい労働者の賃金をお金持ちがピンはねすることに対して、さまざまな裁判闘争などで是正させるのに使うお金を出しているのです。日本風にいえば、トヨタ財団が個人加盟ユニオンにお金を出しているという形です。これがなかなか理解できない状況です。

一つの例でいうと、ロビン・フッド財団というのがニューヨークにあります。ロビン・フッド財団をつくったのは、デリバティブを扱う金融界のマネージャーです。ロビン・フッド財団からお金を支援する先は、慈善的な救貧の組織だけではありません。貧しい人たちが侵されている権利を回復するための裁判闘争とか、いろいろな闘争をするためのいろいろな組織にお金を支援しています。すなわち、慈善的救貧にお金を出すだけではなく、権利擁護にお金を出すことが非常に当たり前と考えられているのです。この考え方は、アメリカだけでなく、イギリスにもあります。イギリスでは、お金持ちがつくった財団が労働者の権利回復にお金を出します。これが、当たり前と理解されています。

先ほど、公私二元論という話が出てきました。日本では市民社会と国家という二元論の考え方が非常に強いと思います。しかし、アメリカへ行っていろいろな人と話をしているときに感じたことは、市民社会というのが実は二つに分けて考えられている。ビジネスの世界と市民社会、この二つです。それにくわえて、国家というか行政があります。

三元論です。三元論で考えているということがわかります。日本とアメリカのこの社会観の違いは恐らく、今日の議論の深いところで何か関係しているのではないかと感じました。以上です。

ミクロな場における承認と「包摂」

辻村 それでは田中夏子さん、お願いします。

田中 田中です。ふだんは非営利・協同組織、協同組合、労働する人が出資をし、運営をするような協同労働組織の研究をしています。特にそういった労働にかかわる女性の人たちのケーススタディーを中心にやってきました。

なぜかという、社会的にも経済的にも、あるいは政治的にも、そういった場で主体化し、社会とぶつかり合う場を協同組合組織が提供してきたと考えているからです。そのぶつかりあいを、ミクロな現場分析を通じて描こうとしてきました。たとえば、協同労働組織における労働過程の分析をやっていますと、ワーカーズ・コレクティブなどに代表されるように、非常にさまざまな生き方が存在しているのがわかります。あるいは、非常にさまざまな生きにくさを抱えた人たちが、その多様な生きにくさが持ち込まれる場で、お互いにその生きにくさに配慮し合ったり、働き方を工夫したりして仕事の編成を構築していく。そういう働く場のダイナミズムを見ていると、非常にミクロではあるのですが、生活者としての承認や包摂の経験やロジックが蓄積されている場であることがわかります。

そうしたミクロな場での承認や包摂の経験の蓄積は、もちろん一挙に社会的連帯につながるわけではまったくないのですが、

ある意味では、再編された親密圏とも言えるのではないかと思っています。ここを足場にしながら、それを社会全体にどう投げしていくかというのが今後の私の課題です。さらに、両者には地続きの部分と飛躍する部分があると思っているのですが、これまでは地続き的なところしか見てこなかったもので、飛躍的なところもこれからやっつけていこうと思います。

協同組合論の中でも、共益から公益へというロジックをどこからどういふふうに編み出すかが議論になっています。コミュニティの中の結束とか連帯はもちろん想定できるわけですが、しかし、ほかのコミュニティに対する自分たちの責任を受けとめる、そうしながら、ほかのコミュニティを承認していくという回路がまだ全然開けていません。それをどうしたらできるのかというのが、今回、イタリア南部の女性を取り上げた論文を書いて感じたことでした。イタリアはヨーロッパの中の南です。その中のシチリアやサルディニアはさらにイタリアの南部であり、その南部の女性は、三重、四重に周辺化された存在だと思っています。そこで一体何が出てくるのかという一種の思考実験を行いました。協同組合労働を、何重にも周辺化された女性たちがどういうふうに編み出してきて、どのようにつまずき、どのように制度化され、その中にまたさらにジェンダー・バイアスがどう持ち込まれたかという、その歴史的な経過をケーススタディとして書きました。その意味では、広渡さんからご指摘いただいた、市民社会セクターにおけるジェンダー・バイアスの問題なども今後取り組んでいけたらと考えています。

それから、萩原さんからご指摘をいただいた点で、一点だけ申し上げます。萩原さんは「包摂」という言葉のもつ意義と重要性

を指摘されています。しかし、同一化を求める包摂戦略ということで果たしていいのでしょうか、包摂で大丈夫でしょうか。「包摂」という言葉は、語感から言いますと、同心円的に境界線を広げていくという意味合いで、自分の中心的な立ち位置をあまりずらさずに、入ってくる人をふやすというニュアンスが感じられます。だから、私もその言葉を使うことに迷いを感じていました。ヨーロッパでは、「包摂」といふふうに使っているのはごく限られておりまして、おおむね「排除との闘い」という言い方をしています。私は最初、同じではないかと思っていたのですが、やはり「排除との闘い」と言うと、自己のあり方を問うワーディングになっているような気がします。

これをさかのぼって思い出したのが、内閣府の共生社会政策統括官のもとで出された『「共に生きる新たな結びあい」の提唱』(2005年)という文書です。そこでは、「包摂」ではないですが、「共生」か「排除との闘い」かといった議論がありました。同文書では明確に、「社会的排除との闘い」ではなくて「共生」という言葉を使うという、「包摂」を性格付ける重要な選択がされたと思います。もし「包摂」という言葉がその「共生」に連なるものであるとすれば、もう一度問い返して、むしろ自分の立ち位置を揺るがすようなワーディングに組みかえていく必要があると改めて思いました。

「脱商品化」について

辻村 それでは、編者であります大沢真理さんからリプライをお願いいたします。

大沢 埋橋さん、萩原さん、鋭くも温かいコメントをありがとうございました。特に萩原さんの「起爆剤」という位置づけのおか

げで、ペイ・エクイティこそが、萩原さんの用語の「起爆剤」あるいは今の日本を変えていく一つの重要な引き金となり得る戦略的なポイントと考えながら本書を編集したという自分の意図を、改めて実感させていたいただいた次第です。埋橋さんから、古証文化している感のある「脱商品化」をもう一回考えてみてはどうかという重要な問題提起をいただきました。この点について少し発言させていただきます。

まず第2巻の索引を見ていただきますと、「脱商品化」が索引語になっていません。それから、私の記憶に間違いがなければ、武川さんは「脱商品化」を論じておらず、宮本さんはその言葉も使っていないはずです。宮本さんの福祉・雇用レジーム論の二つの軸は、雇用レジームでは政府が完全雇用にコミットしているか・していないか、福祉レジームでは社会保障が個人型であるのか・男性稼ぎ主型であるのか、というものであり、脱商品化を使っていません。脱商品化を論じているのは、第1章の大沢論文ということになります。

第1章では、エスピン＝アンデルセンの1990年の著書『福祉資本主義の三つの世界』において、「脱商品化」が基軸的な概念だったと紹介しています。しかし、その後「脱商品化」概念がどうなったかということにあまり触れていません。エスピン＝アンデルセン自身、1999年に福祉レジーム論を提起して以来、技術的な理由もあり、脱商品化概念の位置づけが低下して、ほとんど使わなくなっている状態です。そうしているうちに「再商品化」や、今日ご指摘の「援商品化」「助商品化」などの概念が出てきて、やや混乱を来しているという感じもいたします。

エスピン＝アンデルセンの「脱商品化」概

念は元来、さきほど武川さんもおっしゃっていましたが、「労働は商品ではない」という国際労働機関ILOの出発点ともいえる見地に立って、労働力が不幸にして売れないときにも所得が保障され、消費生活が送れるならば、労働者は労働力を投げ売りしないで済むという度合いをさします。その度合いが高ければ、労働者は商品としての位置から脱することができるという意味です。つまり、よりよく商品化するといってもいいのですが、よりよく労働の対価を受け取れるようになるための、売れないときの所得保障というのが「脱商品化」という概念です。

これに対して「再商品化」という概念は、アナロジーともいえるかもしれません。商品として売ろうとしても、そのためには自己の労働力の所有者であることが認められていなければならない。けれども、女性は自己の労働力を自分だけの意思や都合で処分する権利を承認されていないではないか、という問題意識から、「再商品化」という概念が出てきました。それをさらにもじて、ハーフ商品化というのでしょうか、「援商品化」「助商品化」といった概念が出てきたのではないかと思います。

援商品化するような in-work benefit について、私がどう考えるかという埋橋さんのご指摘に対しては、やはり最低賃金制度と組み合わせないと、ひたすら低賃金雇用主への援助になってしまうと考えます。これについてはOECDがデータを示しています。in-work benefit が不要な国というのは、どういう状態か。フルタイム労働者の第1十分位、つまり賃金が低い方から10%の人の賃金収入を、単身者の中位可処分所得と比べると、中位可処分所得をクリアしているといっているのが北欧や大陸ヨーロ

ツパです。逆に、その6割を割ってしまっている諸国があります。賃金収入から税や社会保険料が差し引かれますから、それらの国では、第1十分位の労働者はフルタイムで働いてもすっぱり中位可処分所得の50%未満、つまり相対的貧困層になるということです。その筆頭がアメリカで、次がカナダ、その次が日本なのです。この3カ国は、制度的な最低賃金も非常に低く、中位可処分所得の5割にすぎません。日本では、実際、フルタイムで働いても収入が生活保護基準を超えないケースが多々あり、

これが最低賃金の改善要求の根拠になってきました。

この状態では、in-work benefit を導入して、もちろん効果はあるわけですが、買い叩かれることへの歯止めがないという意味で脱商品化の度合いは低いでしょう。ひたすら低賃金雇用主への補助になってしまわないための歯止めが必要だというのが私の問題意識です。

辻村 どうもありがとうございました。それでは、第2巻については終了させていただきます。

【公正なグローバル・コミュニティを】

国際貿易理論とジェンダー

辻村 引き続き第4巻に参りたいと思います。まず足立真理子さんでしょうか。

足立 それではコメントさせていただきます。私が書きました論文の意図は、直前の章でダイアン・エルソンさんがフェミニスト貿易理論を検討し構築しようとしている方向に対して、それだけでは不十分であるという点にあります。

エルソン論文には、ジェンダーの経済学、あるいは政治経済学へのジェンダー分析という視座からしますと、非常に重要な点が三点あります。第一に、グローバルなレベルのジェンダー分析です。今までのコメントで再三語られているような、「合理的経済人」への批判といったマイクロレベルの問題。またメゾレベルでの企業組織、あるいは世帯組織内の権力関係分析。さらに、村松さんがなさっているマクロ経済へのジェンダー分析です。つまり、マイクロ、メゾ、そしてマクロレベルが行なわれてきたが、ではグローバルなレベルをどのようにジェンダー分析していくのかという課題。これらに答えなければならなかったということから、エルソンさんが書いているのです。

第二に、その際の関心は、決して理論的、あるいは抽象的、学問的なものに止まりません。当時の途上国と先進国におけるさまざまな女性の運動、特に草の根の運動の中から、フェアトレード等々の実践的な課題が生み出されてきました。しかし、フェアトレードなどの中にもなお潜んでいるジェンダー・バイアスを、どのように析出して

活動につなげていくのかという問題が浮かび上がりました。単なる学的な関心だけではないところから生み出された、しかし、非常に理論的な論文だということです。

そのうえで第三に、国際貿易論というものを、フェミニズムの、あるいはジェンダー分析の視点から立て直ただけでは、現代のグローバリゼーションの分析には足りないという主張があります。現在では比較的通用している分析枠組みとして、先ほどから時々出ている金融領域、生産領域、再生産領域のグローバル化の接合という、現代グローバリゼーションを分析する枠組みがつくられていることとなります。この枠組みの中心は、新国際分業論と何よりも多国籍企業内国際分業論です。

そして、以上の中で一番問題になるのは、私が担当している局面、すなわち資本の国際移動です。実はこれは、労働力の国際移動と絡んで初めて分析できるもので、そうすることでグローバル化へのジェンダー分析の核になります。

そこで再生産領域のグローバル化が、非常に重要な概念です。特にリプロダクションというものを入れることにより、初めて、学的な体系としての経済学に対してだけでなく、その理論枠組みにおいても異議申し立てができたと思います。ここでは言うまでもなく、アンペイドワークの労働概念としての拡張を経済学の領域でどのように引き受けるか、という論点があります。その上で、労働と身体境界域の問題、いわば労働／非労働の境界域というものをどのように引き受けていくかという点と、再生産領域のグ

ローバル化が絡んでおります。

国際貿易論の枠組みに押し込められずに、問題を理解しなければならないという点が、金子さんのコメントのひとつにつながります。それは、日本の外国籍ケアワーカーの問題が、再生産領域のグローバル化や国際労働力移動などのジェンダー分析といった問題ではなく、国際貿易論やFTA絡みの国際貿易の議論となっているのではないか、というコメントです。つまり、外国籍ケアワーカーの国際移動を、いわば国際商品の次元における「脱商品化」と絡めて捉えるとどうなるかという問題です。国内の議論では、脱商品化の意義がさまざまに議論されています。ところが、労働力が国境をまたぐと、もろに国際「商品」になってしまい、脱商品化が議論もされずに、問題が国際貿易論の枠組みで認識されることとなります。ここをいかに批判するかが喫緊の課題だと考えます。

ジェンダーが包むもの

辻村 それでは、原ひろ子さん、お願いいたします。

原 近江さんからいただいたコメントの中に、1975年にメキシコで開かれました国連の第1回世界女性会議のテーマ「Equality, Development and Peace」の訳語について指摘がありました。日本政府が、当初は「平等、発展、平和」と訳していたのが、北京での第4回世界女性会議が開催された95年以降、「Development」の訳語を「発展」から「開発」に直したというお話でした。このことに関して、私は評価的にそうしていると思っていました。近江さんはそれに対して、「開発」は他動詞で、「発展」は自動詞だと思うというご意見でした。私は、

「開発」を自己開発と思い込んでいたために、自動詞だと思っていました。「Child Development」という時は「子どもの成長」を指し、「子育て」では無いと言う意味で。おかげさまで問題の所在に気がついたので、もう少しこのことを考えていきたいと思います。

それから、ジェンダー社会科学というときに、「女性学」と言わずにどうして「ジェンダー」と言うのか。男性のことで女性のことを別々に、あるいは女性のことも男性のこともあわせて考えましようということなのか。それとも、このジェンダーの中には、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスセクシュアル）といった、セクシュアリティの面でいろいろな課題を抱えていらっしゃる地球上のいろいろな人たちも入るのか。

こういう問題は、私が文化人類学者としての駆け出し時代に研究をしたアメリカ先住民の社会において、アメリカ政府が支配する前のカルチャーでは、LGBTの人やそうでない人も対等に生きておられた。そういう状況の記録が多数あります。それが近代社会という要素が入ってくるにつれて行政上、人間が「男」と「女」に分けられたという経緯があります。その点もあわせて、ジェンダー社会科学の対象は、すべてを含むのだ、と考えていきたいと思えます。

最後に、このジェンダー研究の開発や環境などの分野においては、まず実践活動があって、これを研究者が研究論文にする、あるいは研究しながらまた実践活動に入るという歴史的な経過があったということ、大沢さんが第4巻の序文で触れています。今後のことを考えますと、私は、まず研究活動を始めていって、それから実践活動に入る人があってもいいと考えます。絶対に

実践活動してからでないジェンダー研究はできないと主張してはならないということを申し上げておきたいと思います。

ジェンダー視点に基づくODAの政策 一貫性の再構築へ

辻村 それでは、高松香奈さん、お願いします。

高松 高松です。私の研究テーマは政府開発援助(O DA)政策です。その領域から、本書のタイトルであります公正なグローバル・コミュニティをどう実現するかを考えてみました。近江さんのコメントで言及していただいた国際と国内の相互関係について述べさせていただきます。

言及いただいた政策一貫性ですが、OD A政策研究の中では「policy coherence for development」といいまして、開発のための政策一貫性という概念の議論が進められています。OD Aは、さまざまな意見があるかと思いますが、依然として経済成長中心主義であるというふうにも言えます。開発のための政策一貫性の議論でも経済成長を意識したもので、政策一貫性はOD Aと投資、OD Aと貿易がどう一貫性を保たれて経済成長に貢献できるかということが中心的な議論の展開になっていると思います。

しかし、私は、この政策一貫性の概念はジェンダーの視点からも再構築すべきであると考えています。まず理由の一つは、OD A政策だけでなく開発援助といわれる分野では、ミレニアム開発目標等の指摘にもあるように、近年の開発課題はやはり国境横断的であるのが一つの特徴だということです。本書で扱った人身取引問題は、従来の経済成長中心のOD A政策では課題

として扱われることがあまりありませんでした。しかし、理念上では、「人間の安全保障」の概念が導入されて以降、特に個々の尊厳に焦点を当てるような方向に進みました。そういった点も踏まえ、開発のための政策一貫性の議論の中に、ジェンダーの視点を含めて再構築したいという試みでした。

人身取引問題をテーマとして考察しましたが、私自身は、やはり先進国の社会のあり方が開発課題を発生させていると言えるほどの現状があったと考えています。これが再構築の二点目の理由です。日本国内の需要問題というのは周知の事実と近江さんは指摘されました。私もそうであってほしいと思いますが、実際のところはどうなのか。「ジェンダー社会科学の可能性」という公開シンポジウムに集まった方のあいだでは、日本国内の人身取引問題の需要問題はかなり共有されていると思います。しかし、外務省が実施した調査結果などを拝見しますと、日本国内の需要問題に対する意識というのは、必ずしも高くないのが現状です。やはり意識の問題も今後の課題であると思います。

最後に、OD Aに話を戻しますと、OD Aの既存の概念が非常に対外的なものであるため、日本国内との関連性は十分に議論されてこなかったと言えます。したがって、原さんのお言葉をお借りして加工させていただくと、私のOD A研究というのは、OD Aと、OD Aを提供する側の社会政策を問うことから始まるのではないかと考えています。

そこで課題ですが、ジェンダーの視点から開発のための政策一貫性の議論を行うことは、国際組織、DACや世銀などでもまだ十分に展開されていないと思いますし、私

の研究の中でもまだ十分な議論が展開されていません。この点については、今後、深めていきたいと思っています。

ジェンダーを組み込んだガバナンス研究

辻村 では武田宏子さん、お願いします。

武田 武田です。私的なことから始めてたいへん恐縮ですけれども、私の場合、昨年の7月に日本の大学で教えるために戻ってくるまで、13年ぐらいイギリスにおりました。そのことを少し踏まえて、近江さんと金子さんにいただいたコメントに手短かに二点、感想めいたことを言わせていただきます。

一点目は、近江さんがおっしゃった国内のガバナンス過程と国際政治のガバナンスとの連関の問題です。私のそもそもの研究関心は、ここ30年ぐらいの間、新自由主義的な考え方の影響が国内／国際政治過程において強まる中で、統治の仕組みがどのように再編されてきているのか具体的に考察するところにありました。ですから、近江さんのご指摘はまさに私の研究関心の核心なのですが、そういうところからすると、食糧政策は非常におもしろい分析対象でした。なぜなら、先進国、途上国の両方を含めていろいろな国が食糧政策を再編するという課題に取り組まなければならない現在の状況というのは、WTOに代表されるように、新自由主義の原則に基づいた国際的な政治経済のダイナミクスによって深く条件づけられているからです。

ただし、共通する条件のもとで食料統治システムの再編に取り組んでいるとはいえ、具体的にどのように統治システムを再編するかについては各国で異なっています。そして、この点で、私は日本ははっきりと独自

性を示している国であると見ています。これは食糧政策に限ったことではないのですが、統治システムの再編に際して、日本のケースを具体的に見ていった場合、他の国ではあまり採用されていないようなやり方が採られていることがしばしば観察される。その一方で、多くの先進国で共通して採用されているような政策、たとえば、パートナーシップの多様化に対応した婚姻制度の柔軟化といった政策がなかなか採用されない状況があります。

ここで重要なのは、こうした日本のケースの変則的なところがしばしばジェンダーの問題と深く関わっていて、したがって、ジェンダーという変数を用いて分析してみると、理解しやすくなる場合が多いということです。食育という政策は、私にとって、まさにジェンダーゆえのガバナンスの変則性を明示している事例でした。

食育政策が導入された当時、私はまだイギリスにおりましたが、日本を外から眺めている者として、食育政策の急速な拡大と普及には本当にびっくりさせられました。食育は、国家の政策として、非常に個人的な食行動にまで言わば「口を出す」わけです。そうした食育に対して、政府が予算をつけて普及の旗振り役をする。学校のカリキュラムにも取り入れられる。しかも、そういう食育の言説は、非常にシンプルなジェンダー・ステレオタイプに無批判に依拠し、それについて疑問や批判的な視線が投げられることもない。類似の政策がイギリスで実施されたとすれば、女性のみならず男性からも批判が噴出すると予想されるのに、なぜ、日本では表だって批判が出てこないのだろう。どうして、日本ではそうなってしまっているのか考えさせられました。

この問題を考えるためには、日本の政治

言説の空間について考察する必要があると思います。先ほど、遠藤さんが、女性にもっと頑張ってもらいたいとおっしゃいました。確かに、私も女性にもっと頑張る余地はたくさんあると思うのですが、他方で、食育に代表されるステレオタイプ化した、ある意味では擦り減ってしまったはずの言説がたいして批判されることもなくまかり通ってしまう状況が日本の中にあることも考える必要があるのではないのでしょうか。旧態依然のジェンダー・ステレオタイプが政府やマスコミ、教育機関などの組織によって喧伝されるような状況にあっては、女性の頑張りにも限界が出てきてしまいます。ですから、そういうジェンダー化された政治言説空間の構造はしっかりと批判される必要がある。

ただ、ここで問題なのは、食育という政策言説が国内政治問題としてしか認識されておらず、国際的な政治経済の動向から切り離され、したがって政策の比較研究の視座から捉えられていなかった点です。その結果、日本の食育政策のジェンダー・ステレオタイプに依存的な側面を分節化し、批判する契機が失われてしまった。こうしたことを考えると、近江さんのおっしゃられた国内／国際ガバナンスのダイナミクスの連関を考えるというのは、殊更に重要な課題として浮かび上がってくると思います。

さらに、ジェンダーという変数を入れて分析すると日本の変則性がよく見えるという点ですが、もう少しだけ付け加えさせていただくと、そうやって日本の変則性を分節化し、そこからイギリスなどでやっているガバナンス研究を照り返してみると、イギリスでのガバナンス研究が持っている構造的特質をあぶり出し、批判することもできると思います。こうした点からも、ガバナンス研究にジェンダーの視点を組み込

み、その上で、国内／国際ガバナンスのダイナミクスを連続的にとらえて研究していくことは重要です。

それからもう一点、金子さんが言及してくださいましたロジックの問題について手短かに述べさせていただきます。金子さんは、「お父さんの論理」と「お母さんの論理」という言い方をなさっていましたが、社会科学のことばに引き付けてこれを言い換えると、「経済生産のロジック」と再生産過程を射程に入れた「再生産のロジック」と言えるのではないかと思います。

生産の最適化と経済成長の最大化を目的として構築されたロジックが体制化し、それが政治過程の中でヘゲモニーを持ち、政策のデザイン、決定、履行を正当化する際に用いられてきた。こうした「生産」のロジックに対して、それへの対抗ロジックとして、今日何度も話に出てきたケア、親密性、再生産という問題に配慮するロジックを立てることができた。先ほど金子さんのおっしゃったように、あのようなたいへんな地震であるとか、福島という危機的な状況を経験して、そうした「再生産」のロジックの重要性が曲がりなりにもやっと認識されるようになってきた。今の状況はそういう状況じゃないかと私は理解しています。

さらに、もう少し考えると、そもそも体制化している生産の論理がなじまないような政治のイシューもあるのではないのでしょうか。そうした生産のロジックがなじまない政治のイシューというのが、水や食料であり、ほかの方が言っていたような労働の問題や家族の問題であります。これらの人間の生や生活に関わる政治的課題には生産のロジックだけでは説明したり、決定したりできない要素が含まれています。したがって、生産のロジックを突き詰めてしまうと政策が逆

機能を起こしてしまうのではないか。だからこそ、今日この場で議論されたような、さまざまな問題が出てきていると考えます。

したがって、社会科学の研究として取り組まなければならないのは、生産のロジックが生／生活関連の政治的課題を取り扱う際の限界を分節化するだけではありません。生産のロジックとは異なる「再生産」のロジックについて、それが正当な価値規準であり、規範であると広義の政治過程の中で積極的に位置づける議論を提供することでも考えています。そのためにも、今後、さらに分析を練り上げていく必要性を痛感いたしました。

下向きの競争のグローバル化に対抗して

辻村 それでは大沢真理さんからリプライをしていただきます。

大沢 お二人のコメンテーターに深く感謝を申し上げます。金子さんのコメントでは、この第4巻の編成がこれによかったのかと考え直すきっかけを与えていただいたと思います。それぞれの巻のタイトルを見ていただくとわかるように、第1巻は『かけがえない個から一人権と家族をめぐる法と制度』とマイクロ・マイクロですよね。そこから始まって第2巻の『承認と包摂へー労働と生活の保障』は、労働あるいは社会政策というメゾないしマクロレベル。政治参加という側面でのメゾないしマクロのレベルの『壁を超えるー政治と行政のジェンダー主流化』が第3巻。そして第4巻『公正なグローバル・コミュニティをー地球的視野の政治経済』に至ったわけです。しかし、金子さんのコメントをお聞きして、やはり、マイクロ、メゾ、マクロの各レベルがもっと相互に交差している編成というのもありえたと感じまし

た。そうすれば、金子さんがおっしゃるようなダイナミズムを説き明かす方向につながっていったのかもしれない。その意味で、このフロンティアをも超えていくうえでの大事な指針を与えていただきました。

また、近江さんのコメントの中の残された課題でも非常に重要なご指摘をいただきました。特に国際経済政策、法と国際人権政策、それらの矛盾という面で、調整機能の不在による目標実現への影響に関するご指摘は、大沢が提案している共通社会政策がどのように実現されていくのか、といった問題とも通じるものであると思います。

エルソン論文の意義については、足立さんが言及されましたが、もう一言付け加えるとすれば、低賃金を梃子にして競争力を獲得しようとする路線を「下向きの競争」と批判的に名付け、「上向きの競争」でなければいけないという主張を最初に行なったのは、私が知る限りで、イギリスのフェビアン社会主義者のウエップ夫妻です。彼らは、ナショナルミニマムの理念を最初に提唱した論者でもあり、その主張において下向きの競争の批判を行いました。それがILOの理念にも引き継がれて、今日に脈々と息づいていることを、私はエルソン論文を翻訳しながら感じました。そういう意味で「下向きの競争」という指摘は新しくはない。かねて言われてきたこと、危惧されてきたことが、グローバルなレベルで大々的に展開してしまっているとのが現代だと思います。

しかし、金子さんが指摘されるように、ある国が上向きの競争をしようと決心して技術革新に努めたとしても、低付加価値部門は外に押し出される。これはどこかよその国の話ではなくて、日本の実態です。日本の食料自給率 40%という数値は主要国で最低であり、木材自給率に至っては 20%

を切っていて、主要国どころか、恐らく世界でも最低のレベルです。林業や農林水産業が低付加価値で不採算だからと、すでに外に押し出していることを意味します。そうした状態に東日本大震災が襲ってきました。どう打開するのか、共通社会政策をどう実現するのかという課題がある。

非常に鋭い指摘ですが、逆の意味の共通社会政策ともいうべきものが既に展開されてきたわけです。たとえば、IMFや世界銀行が1980年代にアフリカ諸国などに融資するうえで条件とした構造調整政策(SAP)は、金融を引き締め、社会的支出を中心に歳出を削減することを求めるという、ネガティブな共通社会政策でした。1997年のアジア経済危機の際にも、韓国にもタイにもインドネシアにもSAPが押しつけられ、IMFの要求に最もきちんとして従ったインドネシアの回復が最も遅れ、かなり無視した韓国はV字型の回復をした。

そういう経緯への反省があったはずですが、リーマンショック後の処方せんでも、IM

Fや世界銀行は、比較的大きな国に対しては包摂的な政策を勧めながら、中小国に対しては相変わらずの構造調整政策を押しつけた。一方、ILOやWHO(世界保健機構)などの国際機関はより包摂的な政策が必要だという指摘をおこない、G20がそれに沿う場面も見られました。しかしその後、ギリシャの財政赤字の粉飾が明るみに出たことを契機にユーロ不安が起これ、ネオリベラリズム的な政策の復権が見られる。日本は日本で、復興を名目に土建国家に逆戻りの恐れもあります。

ネオリベ的政策の優越に抗する動きも、ロビン・フッド税もありトービン税もあります。それは過大評価だと言われるかもしれませんが、ネオリベ的なグローバリズムに抗する動きが、実現に向けての一步を踏み出しているということは、あえて楽観的に書かせていただきました。

辻村 それでは第4巻について、これで終わります。

【総括討論】

ジェンダーの学際研究へ

辻村 引き続き総括討論に移ります。先ほどジェンダー論はどういうものかという論点が出ていましたけれども、おそらく共通の認識では、当然、男性の問題も、セクシュアル・マイノリティの問題も入る、広く性差・性別にかかわる問題を扱うというスタンスだと思っています。私たちはフロンティアということで、「横串」を刺すということを申しました。でも、ただ串に刺すだけではだめなのですね。串に刺すところまでがフロンティアでは、おそらくないと思います。やはり、これをまぜて、こねて、大きな塊にして栄養価の高いものにして、社会にそれをぶつけていくところまで行かなくてはいけません。

私たちは、横串を刺すという試みでこの4巻をつくってまいりましたけれども、でき上がった今にしてみますと、先ほど発言がありましたように、この構成だけがベストであったわけではありません。もちろん、ほかにもたくさん選択肢があったと思います。ただ、こうやってずらっと皆さんに並んでいただきますと、このように学際的に、社会学だけではなくて法学や政治学や経済学や社会政策学など、社会科学のさまざまなジャンルの方に、ある意味で同じ目標に向かって議論をしていただく機会は、これまであまりなかったのではないかと思います。そういう意味で、機会を与えていただいたことに大いに感謝いたします。また、人文科学がここには入っておりませんが、今、上野さんを中心に学術会議でジェンダー関連の学

際的研究をやろうとしています。人文科学・社会科学も含めて、ジェンダーにかかわる学会をすべて、もう一度横串に刺して、さらにまぜることをやっていきたいと考えている次第です。

さて、皆さんにはご意見があると思います。が、コメンテーターの方は先ほどのリプライを踏まえてさらにご意見などございましたら、お願いします。まずコメンテーターの方に感想を言っていただくことから始めたいと思います。

権利衝突を超えて

江原 先ほど、本日の議論が、リベラリズムを対立項として、それに対してフェミニズムは批判的に対峙することが前提になっているのかというご質問がございました。しかし、私個人としては、リベラリズムはダメだというような結論を出しているわけではない。リベラリズムに基づく主張としてフェミニズムを考えていくのか、やはりリベラリズム批判で行くのか、どちらなのかという問いを出すスタンスでお話しさせていただきました。その点につきましては、辻村さんがおっしゃったとおりです。つまり、権利を書いたからといって、いろいろな法的な形でその権利衝突を、法制度的に整理しながらうまくやっていけるものなのか。それとも、そうじゃないのか。このあたりが見えていないので、そこから先の議論をしたいということです。個人に対する権利付与を前提にしながら、権利衝突もうまく整理できていけるのであれば、リベラリズムのヒューマン・ライ

ツという考え方の中で、ジェンダー社会科学がよりよい方向を出していけると思いますが。しかし、私はまだ少しその辺が不安だと思っています。先の議論に期待したいです。

辻村 今後の展望として、非常に重要なご指摘です。産まなくてよかった権利、生まれたい権利というのを、フランスですでにペリュシュ事件という裁判のなかで考えてきました。羊水検査の段階で胎児に遺伝的な障害があるかどうか医師に尋ねたところ、大丈夫と言われたから産んだのに障害児が生まれてしまった。そこで、その親と子が一緒になって、その医師と病院を訴えたわけです。そうすると、子どもとしては、なぜ自分を産んだのか、ということになりません。産まなければよかった、生まれなければよかった、ということが生まれたい権利という形で、裁判で争われていったわけです。

その結果、フランスの裁判所はペリュシュ判決で、親たちに「子の名による」損害賠償請求を認めたため、今度は、立法府が子の出生に関する損害賠償請求はできないと決めました。これを反ペリュシュ法といまして、結局、自分の出生に関して請求権は認めないとして、そうした裁判は起こせないという法律をつくったのです。フランスの場合には、それで一度終わったのち、今度また憲法裁判のシステムが変わって、過去の事例についても法律の違憲性が問えることになって、2010年にこの法律が憲法違反と判断されました。ほかに欧州人権裁判所でも問題になっていて、この問題はまだ続いています。

これはやはり、社会全体に対してこのような主張をする権利があるのか、ないのかという問題を投げかけているわけです。これは日本でも当然、あり得ることです。この議論は、架空のものでもないし、実際にもうほ

かの国では起こっているわけですから、我々の間でも早晚起こってくるでしょう。この事件は日本でも法律学者をはじめ、関心を持っている人たちがたくさん論文をお書きになっています。この場合は障害児の話ですけれども、私たちのさまざまな論点が含まれているということで、江原さんのおっしゃっていることは、まさに今後の課題として受けとめたいと思います。

では山下さん、お願いいたします。

ジェンダー社会科学と規範性

山下 糠塚さんから、国際人権法学のいら立ちが指摘され、国際人権に対する消極姿勢が日本に蔓延していること、とりわけ法科大学院に問題があるのご指摘がありました。それを解消する可能性としてぜひ皆様にご注目いただきたいのが「個人通報制度」です。国際人権の枠組みの中に、国内の裁判所を通じても救済できなかった人権侵害を、国際人権機関に個人が申し立てることができるシステムがあります。自由権規約は114カ国、女性差別撤廃条約も104カ国がその当事国になっています。女性差別撤廃条約に関しては、日本国籍の委員の林陽子さんが、そのワーキンググループにまで入っておられます。しかし日本はこの個人通報制度を未だ一切受け入れておりません。これに加入すると国内での国際人権の扱いが劇的に変わると思います。

辻村 今、出てきました国際人権法のいら立ちというのは、憲法学などが普遍的な形式的平等を非常に重視しているのに対して、国際人権法は女性差別を重視していることです。その矛盾に通じるものと理解しました。けれども、先ほど私が言いましたヒューマン・ライツの視点とウィメンズ・ライツ

の視点に置きかえてみますと、けっして国際人権法はウィメンズ・ライツばかり言っているわけではないですね。

まさに国際人権法というのは、最も普遍主義的な性格を有しており、世界人権宣言のような普遍的な条約、宣言を押し出しているわけですから、その普遍主義と差異主義の対立という、私が言いました理論の壁あるいは運動論の壁といったものは、けっして国際人権法と憲法との対立構図ではない。両方も学問としては、基本は普遍主義だろうと理解をしています。ただ、この中に差異主義を入れていかないといけない。これまでの男性が決めてきた男性主体の近代人権論的な普遍主義を発展させようとしているのではないという方向だと理解していますが、この理解でよろしいでしょうね。

ほかにかがででしょうか。上野さん、よろしく願います。

上野 言ったことを繰り返すことになりませんが、これだけのことをやってみると、何が残された根源的な問いかということが、逆にあぶり出されました。たとえば、権利とは何かとか、あるいは権利の帰属主体である個人とは何かとか。それから、そもそもジェンダー公正とは何かとか、ジェンダー公正を何で測るのかとかいう根本的な疑義が出されました。そうすると、意外にも私たちのあいだでも合意はそれほど成立しているわけではないということが、逆に浮かび上がってきます。第二部は「フロンティアも超えて」とのテーマがついていますが、フロンティアの先にまだまだいっぱい解かれるべき問いがあるという気がいたしました。

辻村 今、議論したことにかなりかかわりがある質問用紙がいくつか出ております。まず、広渡さんが、ジェンダー社会科学と

はジェンダー公正を目的とする科学であろうか、とおっしゃった点について、学問領域そのものが明示的なイデオロギーを持つべきか、あるいは持っているのだろうかというご質問が来ております。

あるいは、ウルストンクラフトのジレンマを乗り越えるために、田村さんあるいは宇野さんから、差異の強調や市民的シティズンシップと社会的シティズンシップの採用といった案が出されました。しかし、差異を強調し過ぎると、差別をまた助長していくという矛盾に関連して、たとえば宇野さんは、社会的シティズンシップの具体例として何を想定されているのかという質問票が来ています。宇野さん、社会的シティズンシップの具体的な中身について、いかがでしょうか。

宇野 社会的シティズンシップの具体的内容については、私よりも社会政策の方に論じていただいたほうがいいと思います。政治学者としての私の議論のポイントは、政治的シティズンシップと社会的シティズンシップを区別しつつ、どのように両者を有機的に結びつけていくかという点にあります。したがって、生存や生活保障といった社会的シティズンシップの実現はきわめて重要ですが、それでシティズンシップの話が終わったわけではありません。社会的シティズンシップの充実をはかりつつ、それをさらに政治的シティズンシップの発展へといかにつなげていくかが、最大の関心となります。

辻村 広渡さん、願います。

広渡 ジェンダー公正を目的にした社会科学がジェンダー社会科学であるというのは、私の意見ではなくて、そうなのですかと私は問いを投げたのです。ジェンダー・レジーム論は記述的かつ規範的なアプローチであると上野さんの最初の論文

に書かれていて、そしていきなり規範論としてのジェンダー公正が出てきたので、これはどこから出てきたのかという問いを立てました。ここには運動としてのフェミニズムとジェンダー論の不可分の関係が示されているのではないかと思います、私は問いを出したのであり、私の主張ではありませんでした。

辻村 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。武川さん、どうぞ。

武川 二つあります。一つは、事実に関する訂正ですが、大沢さんから、武川は論文のなかで「脱商品化」を使っていないのではないかと言われたのですが、使っています。もう一つは、ちょっと社会学者的な感想になりますが、今日は、ジェンダー・エクイティに関してアプローチするときに、正義に関する議論というかたちが非常に多かったという点です。ペイ・エクイティも正義に関することでしょう。社会科学に限定されるのか、それ以上に広い議論になるのかわからないですが、ジェンダー社会科学における議論では、ケアの倫理やケアに関する規範的なインプリケーションをもう少し展開する必要があるのではないかとというのが感想です。

壁を超えるためのエンパワーメント

辻村 ほかにございますか。では、私から追加させていただいてもよろしいでしょうか。

今日の、そしてこのシリーズ全4巻本の「壁を超える」という発想には、所与のものとして壁があるのです。現実のものとして壁、すなわち男性中心の権力があるので、それを超えなければ仕方がないわけです。そのために女性議員をどうやって増やすとか、ポジティブ・アクションとか、そういう

議論をする。しかし、いつまでも壁があってもらっては困るのですね。ですから、「壁を超える」のではなくて、壁を壊す、崩す、溶かす。あるいは、新たに何かに向かった防塞といいますか、防壁といいますか、そういうものを築き上げて、そこの中に男も女もセクシュアル・マイノリティもみんな入って、何かと闘う。これが、私たちが考えるべき次のステップといいますか、フロンティアを超えた、次の課題であろうと思っています。

さらに、もしその壁が政治権力だとすると、やはりその権力をとる——別にこれはアマゾネスでもないし、マッキノンが言うような性支配を打ち破って女性が権力をとることを最終目標にするのでもないのですけれども、しかし、その過程として、やはり女性が政治権力にもっと近づくことが必要になります。これは男性と同等に権力を持つということでしょう。そういう意味では、政治的シテンシブが重要です。

私も市民権論という問題を研究しています。この市民の中には社会的な市民と政治的な市民の二つがあります。この政治的な市民というのが、有権者、主権者である、選挙権を持っている直接の国家権力の意思決定に参画する市民です。一方、社会的市民とは同心円で考えています。そこには、選挙権をもたない未成年者や外国人たちも入ります。政治権力の問題を論じるときには、政治的な市民である有権者たちが、やはりその真価を発揮して、政治を変える、権力を変える。そして壁を低くするのか、壊すのか、いずれにしても、そういうところに行かなければいけない。

その意味では、このシリーズは、まだ壁を「超える」ための段階で、壁があまりにも巨大であるゆえに、今はどうやって攻撃しようかという作戦会議をここでやっているような

段階かもしれません。ですから、次の段階に進む、次のさらに超えていくために、簡単に言えば、やはりもっともっとエンパワメントが必要です。そうすると、どうやってそのエンパワメントをするかという話になり、作戦会議は果てしなく必要ですね。しかし、目標は、やはり果てしなく大きく遠いところに移していかなければいけないだろうと考えます。そのために、ここに集まった人たちを中心に、次のステップに進んでいければいいと考えています。

それでは、大沢さんに全体のあいさつをしていただいて、閉じることにいたします。

大震災の被害と復興の分析にジェンダー視角を

大沢 このシリーズを構想した経緯については、「刊行にあたって」に書いてあります。第一次稿の締め切りは2011年1月10日でした。その後、3月11日に大震災が起こり、4月あたりは執筆者のみなさんも編者も呆然としていた時期もありました。

結果的に、残念ながら大震災のジェンダー分析、あるいはその復興過程のジェンダー分析は、このシリーズには含まれておりません。しかし、それが今後の最大の課題の一つになると感じています。このシリーズに結集した社会科学のジェンダー化の成果の総力を挙げて、震災における被害のジェンダー分析や復興過程のジェンダー分析に取り組みなければならぬという思いを、今、新たにしているところです。

現在、日本学術会議が学術界の知恵を結集して東日本大震災からの復興に向けた提言をまとめており、私もその委員会のメンバーとして働いています。日本学術会議では、辻村さんや上野さん、浅倉さん、

コメンテーターの江原さんもメンバーですし、コメンテーターのお一人の広渡清吾さんは、前会長を務められました。

学術会議は、大震災の直後から緊急提言を次々に出し、4月15日付の第六次緊急提言では、「救援・支援・復興に男女共同参画の視点を」と提言しました。私はその起草にかかわりましたが、じつは男性の会員で男女共同参画に関わる方々でも、もろ手を挙げて提言案に賛成してくれたわけではありません。女性だけを強調せず、災害弱者という括りに溶け込ませてはどうかといった意見もありました。当時、副会長を務めていらした広渡さんが、それらの異論をぐっと受けとめて、この提言を出すかと決断してくださり、緊急提言が日の目を見た事情がございます。ジェンダー化への抵抗勢力は小さくないわけです。むしろ非常時という局面で、女性を表に出すのはいかなるものかという態度が、公然化したといえます。

学術会議が現在まとめている復興に向けての提言では、ジェンダー・センシビティのあるメンバーが委員会にしかるべく入っていますので、それなりのジェンダー・センシビティはあるといえます。しかし、まだまだ十分ではありません。声を出し続けることが重要でしょう。

本シリーズ4冊の成果を当面、どこに生かすべきかといえば、やはりそれは大震災の被害と復興のジェンダー分析ではないだろうかと、学術会議での活動を通じて非常に強く感じましたので、この話題を締めくくりとさせていただく次第です。

司会 皆様、ご参加くださいましてありがとうございました。以上をもちまして、東北大学グローバルCOEシンポジウム「集中討議・ジェンダー社会科学の可能性」を閉会いたします。